第2期 湧別町一般廃棄物処理基本計画

ごみ処理基本計画 生活排水処理基本計画 (案)

> 令和7年3月 湧 別 町

第	1 :	章 総	論																												
	1	計画策																													
2	2	計画の																													
;	3	計画期																													
4	4	計画の)範囲	Ħ・・		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	2
第	2 :	章 地域	成の棋	既況																											
,	1	地理的																													
:	2	気候的																													
;	3	人口、	世常	詩数・		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	3
4	4	産業・				•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	5
	5	土地利	リ用・			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•		•	5
(3	将来計	一画・			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•		•	6
第	3 =	章 ごみ	メ処理	里基本	計画	町																									
	1	ごみ奴																													
:	2	ごみ発																													
		(1)分																													
		(2)種																													
		(3) =																													
;	3	ごみの																													
		(1) 生																													
		(2) 資																													
		(3) ‡																													
4	4	ごみ奴																													
		(1) =	, , -																												
		(2) 収																													
		(3) =																													
,	5	ごみ奴																													
		(1) =																													
		(2) 中																													
		(3) 最																													
		(4) =																													
(3	国、道																													
		(1) 国																													
		(2) 北																													
	7	ごみ奴																													
		(1) $\stackrel{\sim}{\sim}$																													
				クル																											
		(3) 収																													
		(4) 🛱	3間奴	1理施	設及	てび	最	終	匹/	分場	景の	適	正	管:	理	<u>ا</u> ح	計區	可由	勺な	整	備	•	•	•	•	•	•		•	•	24

8	基件	方針及	及び減	量化	匕目	標(の記	定定	•	•	•	•	• •	•	•	• •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• 25
	(1)	基本プ	方針・		•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• 25
	(2)	ごみ量	量の見	通し		•		•	•	•	•		•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• 25
	(3)	減量化	匕目標	の設	定	•			•	•	•		•	•			•			•	•	•	•	•	•	•	•	• 27
9	ごみ	샤排出 排	抑制の	ため	りの	方	策·	•		•	•							•			•	•	•	•	•	•	•	• 28
	(1)	行政(り役割		•	•		•		•	•		•	•			•	•		•	•	•	•				•	• 29
	(2)	町民0	り役割		•	•		•	•	•	•		•	•			•			•	•	•			•		•	• 29
	(3)	事業者	皆の役	割•	•	•			•	•	•		•	•			•			•	•	•	•	•	•	•	•	• 30
10	分別	川収集 語	計画・		•	•		•	•	•	•			•	•		•			•	•				•	•		• 31
	(1)	ごみら	分別区	分•	•	•		•	•	•	•		•	•			•			•	•	•			•		•	• 31
	(2)	容器包	可装廃	棄物	初等	•		•	•	•	•		•	•			•			•	•	•			•		•	• 33
11	ごみ	ゅの適፤	E処理	計画	<u>i</u> .	•		•		•	•						•	•		•		•			•	•	•	• 33
	(1)	収集道	重搬計	画•	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• 33
	(2)	中間如	0理計	画・	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• 34
	(3)	再生和	训用計	画・	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• 35
	(4)	最終如	ル分計	画・	•	•		•	•	•	•		•	•			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• 35
	(5)	適正如	心理 困	難物	初等	•		•	•	•	•		•	•			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• 36
	(6)	災害夙																										
	(7)	不法控	殳棄防	止太	力策	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• 36
	童 4	活排ス	火処理	基本	信z	画																						
第4	. –		11/0-2	ا ٠٠٠		_																						
第 4 : 1	生活	5排水の	の排出	状涉	己の	把																						
- •	生活	5排水 0 生活技	の排出 非水処	状 汚理の	えの)体	把 系					•		•				•			•	•	•	•	•			•	• 37
- •	生混 (1) (2)	5排水 0 生活技 放流分	の排出 非水処 た公共	状況 理の 水域	元の)体	把 排系 概》	· ·	•					•		• •		•			•		•	•	•	•			3737
- •	生活 (1) (2) (3)	5排水。 生活技 放流分 浄化村	の排出 非水処 た公共 曹設置	状 汚 理の 水域 状況	元の)体	把系概整理	・・ 兄・ 里・	•			•		•		• •	 	•						•	• •	•			373739
- •	生活 (1) (2) (3) (4)	生活技 放流	か排出 非水処 た公共 曹設置 下水道	状 理 水 状 整備	の体のの状	把系概整现	・ 況・ 浬・ の整	· · · · ·			•		•		• •	• •			• •				•	• •	•		•	37373939
- •	生活 (1) (2) (3) (4)	5排水。 生活技 放流分 浄化村	か排出 非水処 た公共 曹設置 下水道	状 理 水 状 整備	の体のの状	把系概整现	・ 況・ 浬・ の整	· · · · ·			•		•		• •	• •			• •				•	• •	•		•	37373939
- •	生活 (1) (2) (3) (4) (5) (6)	排水 6 排水活 排生 放 净 公 处 生 理 活 , 程 元 , 是 元 , 是 元 , 是 元 。 是 元 。 是 元 。 是 元 。 是 元 。 是 元 。 是 元 。 是 。 是	か 排水 公 設 水 態 水 態 が 態 水 ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル	状理水状整人理がが帰って	の体のの状の関	把系概整況実す	・児里の漬る	・・・理理価	· · · · · · · ·	· · · · 课	• • • 題		•		• •										•			3737394142
- •	生活 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 基本	大水 生放净公処生 方 大 大 大 活 流 化 共 理 活 針 の の 生 方 も か も の の の の の の の の の の の の の	が排れ、公設水態水設は、大きの大きのは、大きの大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、	状理水状整人理・	呪 の	把系概整況実す・	・児里の漬る・	・・・・理理の	· · · · · · · · ·	· · · · · 課	· · · · 題 ·			•			•	•							•			373739414243
1	生活 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 基本 (1)	排 生放净公処生 方 基水活流化共理活 針 本	が排出できまったが、おいますが、おいますが、おいますが、おいますが、おいますが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これ	状理水状整人理・設がががりがりがががない。	兄 の体のの状の関・・	把系概整況実す・・	・児理の漬る・・	・・・理理価・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · 課 · · ·	· · · · 題 · ·			•				•		•		•				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 37 37 39 41 42 43 43
1	生活 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 基本 (1) (2)	排 生放净公処生 方 基計	か排生曹下杉非の方かが出外、公設水態水設針対針の共置道別処定の象	状理水状整人理・設区がの域が備口に・定域	兄 の	把系概整況実す・・設	・兄埋の漬る・・定・鬼鬼素を	・・・理理の・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · 課 · · ·	· · · · 題 · · ·			•								• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						 37 37 39 41 42 43 43 43
1	生活 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 基本 (1) (2) (3)	排 生放净公処生 方 基計生水活流化共理活 針 本画活	か非も曹下珍非の方の非出外、出り、大きのは、大きのなり、大きない。	状理水状整人理・設区処がの域が備口に・定域理	兄 の体のの状の関・・の主	把系概整況実す・・設体	・兄里の漬る・・定・・・・鬼鬼素ぎ・・・・	・・・理理価・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · 課 · · · ·	· · · · 題 · · ·									•								 37 37 39 41 42 43 43 43
1	生活 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 基本 (1) (2) (3) 生活	扩生放净公処生 方 基計生排水活流化共理活 針 本画活水	が 排水公設水態水 設 針対水 処共置道別処定の象の理	状理水状整人理・設区処計 がの域沥備口に・定域理	兄の	把系概整況実す・・設体・	・兄埋の漬る・・定・・・・・虫虫素評・・・・・	・・・理理価・・・・・	· · · · · · · · · · · ·	· · · · · 課· · · · ·	・・・・題・・・・			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •								 37 37 39 41 42 43 43 43 44
2	生活 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 基本 (1) (2) (3) 生1	排生放净公処生方基計生排集 水活流化共理活針本画活水合	の非先曹下肜非の方の非の処排水公設水態水設針対水処理出処共置道別処定の象の理す	状理水状整人理・設区処計る がの場が備口に・定場理 画 区	兄の坟兄請りこ 三戈里可ごの体のの状の関・・の主・域	把系概整況実す・・設体・及	・兄浬の漬る・・定・・び・・・・の	・・・理理価・・・・別	・・・・・と・・・・処	・・・・・課・・・・・理	・・・・題・・・・す	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •								• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						 37 37 39 41 42 43 43 43 44 44
2	生活 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 基本 (1) (2) (3) 生(1) (2)	排生放净公処生 方 基計生排集事 水活流化共理活 針 本画活水合業	か非も曹下肜非の方の非の処手排水公設水態水設針対水処理法出処共置道別処定の象の理すの		兄の	把系概整况実す・・設体・及・	・兄里の漬る・・定・・び・・・鬼虫素を・・・・・	と・・ 理理価・・・・ 別・	・・・・・と・・・・処・	・・・・・課・・・・理・	・・・・・題・・・・す・											• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						 37 37 39 41 42 43 43 43 44 45
2	生活 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 基 (1) (2) (3) (1) (2) (3)	排 生放净公処生 方 基計生排集事生 水活流化共理活 針 本画活 水 合業活	かまた曹下杉非の方の非の処手非排水公設水態水設針対水処理法水出処共置道別処定の象の理すのの		兄の	把系概整況実す・・設体・及・画	・兄里の漬る・・定・・び・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・ 理理価・・・・ 別・・	・・・・・と・・・・処・・	・・・・・課・・・・理・・	・・・・・題・・・・す・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·																 37 39 41 42 43 43 44 44 45 45
2	生活 (1) (2) (3) (4) (5) 基 (1) (3) (2) (3) (1) (2) (3) (4) (5) (5) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	排生放净公処生方基計生排集事生· 水活流化共理活針本画活水合業活污	か非も曹下衫非の方の非の匹手非尾排水公設水態水設針対水処理法水の出処共置道別処定の象の理すのの処		兄の 战兄请りこう 三战 里面区 寸里十の 体のの 状の 関・・の 主・域・計画	把系概整況実す・・設体・及・画・	・兄埋の漬る・・定・・び・・・・・鬼虫素を・・・・・個・・・	・・・ 理理価・・・・ 別・・・	・・・・・と・・・・処・・・	・・・・・課・・・・・理・・・	・・・・題・・・・す・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·																 37 37 39 41 42 43 43 44 44 45 49
2	生活 (1) (2) (3) (4) (5) (4) (5) (4) (1) (2) (3) (1) (1) (1)	排生放浄公処生 方 基計生排集事生。 水活流化共理活 針 本画活水合業活 污 尿	の非先曹下肜非の方の非の処手非尾・排水公設水態水設針対水処理法水の汚出処共置道別処定の象の理すのの処泥		兄の伐兄請りこ 三戈里可区寸里十匹の体のの状の関・・の主・域・計画理	把系概整況実す・・設体・及・画・の	・兄里の漬る・・定・・び・・・既・・・鬼虫ぎ・・・・・個・・・男	。 · · · 理理価 · · · · · 別 · · · ·	・・・・・と・・・・処・・・・	・・・・・課・・・・・理・・・・	・・・・・題・・・・す・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·																 37 39 41 42 43 43 44 45 49 49
2	生活 (1) (2) (3) (4) (5) (4) (5) (4) (1) (1) (1) (2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	排生放净公処生 方 基計生排集事生。 水活流化共理活 針 本画活水合業活 污 尿尿	の非先曹下肜非の方の非の四手非尼・及排水公設水態水設針対水処理法水の汚び出処共置道別処定の象の理すのの処泥浄		兄の伐己精リニ・三戈里可ご寸里十旦漕の体のの状の関・・の主・域・計 画理汚	把系概整況実す・・設体・及・画・の泥	・兄埋の漬る・・定・・び・・・既の・・・鬼虫素シ・・・・個・・・要处	· · · 理理価 · · · · 別 · · · · 理	・・・・・と・・・・処・・・・実	・・・・・課・・・・・理・・・績	・・・・・題・・・・す・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·																 37 39 41 42 43 43 44 45 49 49
2	生活 (1) (2) (3) (4) (5) 基 (1) (3) (4) (5) (4) (2) (3) (4) (2) (3) (4) (2) (3) (4) (4) (5) (4) (4) (5) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	排生放浄公処生 方 基計生排集事生。 水活流化共理活 針 本画活水合業活 污 尿	の非先曹下衫非の方の非の匹手非尾・及及排水公設水態水設針対水処理法水の汚びび出処共置道別処定の象の理すのの処泥浄浄	状理水状整人理・設区処計る検処理の化化がの均汚備口に・定均珥匪区計理計处構構	兄の战兄请りこう 三战里面区寸里十旦曹曹の体のの状の関・・の主・域・計画理汚汚	把系概整況実す・・設体・及・画・の泥泥	・兄里の漬る・・定・・び・・・既のの・・・虫虫素 許・・・・値・・・要処处	· · · 理理価 · · · · 別 · · · · 理理	・・・・・と・・・・処・・・・実計	・・・・・課・・・・・理・・・・績画	・・・・・題・・・・す・・・・・																	 37 39 41 42 43 43 44 45 49 50

第1章 総 論

1 計画策定の趣旨

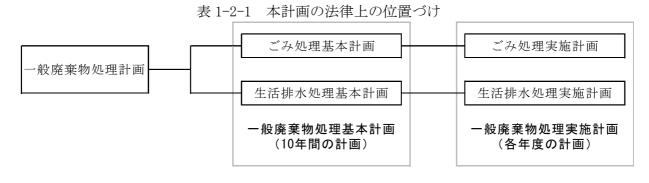
本町では、平成 22 年度に湧別町一般廃棄物処理基本計画並びに湧別町生活排水処理基本計画を策定し、目標数値の達成に向けて各種施策を推進してきました。本計画は、本町における一般廃棄物の循環型処理を目標とし、ごみの排出抑制、再生利用、生活排水等の適正処理の推進を図るため、長期的かつ総合的な視野にたって、今後の基本的な方針を明らかにするものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、ごみ処理基本計画と生活排水処理 基本計画から構成される長期計画です。

当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めるものであり、上位計画である「湧別町総合計画」に即するとともに、長期的視点に立った本町の一般廃棄物処理の基本方針となる計画(一般廃棄物処理基本計画)となるものです。

また、計画策定にあたっては、国及び北海道が定める各種関連計画等との整合に十分配慮するものとします。



3 計画期間

一般廃棄物処理基本計画は、国が定める「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 28 年 9 月) 及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」(平成 2 年 10 月 8 日衛環第 200 号)により、目標年次を概ね 10~15 年先におくこと、また、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされています。

本計画においてはこの策定指針に基づき、計画策定年度である令和7年度を初年度とし、5年後の令和11年度を中間目標年度、10年後の令和16年度を計画目標年度とします。

なお、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとし、Plan (計画策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆる PDCA サイクルにより、継続的に計画の点検、見直し、評価を行うよう努めます。

表 1-3-1 計画期間

7年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16
計画策定				中間 目標 年次					目標年次

4 計画の範囲

本計画の範囲は、湧別町行政区域全域とし、区域内で発生する一般廃棄物を対象とします。

第2章 地域の概況

1 地理的、地形的特性

湧別町は、北海道の北東部、オホーツク海の中央部に位置し、東に北海道最大の湖である サロマ湖を擁して佐呂間町及び北見市に接し、西はシブノツナイ川を境として紋別市に続き、 南は遠軽町に界し、北はオホーツク海に面しています。

北見峠に水源をもつ湧別川流域に肥沃な大地が広がり、総面積は 505.79 Lideとなっています。一級河川・湧別川の下流から河口に位置するため、肥沃な恵みある大地では畑作が、山間や河口域では乳牛飼育による酪農が盛んで、牧歌的な景色が広がっています。

近年地方財政が逼迫するなかで、地方分権の進展や少子高齢化の進行に対応し、地域の発展を主体的に担うため、近隣町と合併を検討した結果、平成21年10月当時の湧別町、上湧別町の2町が合併し、新湧別町となりました。

2 気候的特性

オホーツク海型気候地帯としての特色を持ち、内陸部は四季を通じて比較的気温が高い反面、沿岸部はおおむね冷涼で、オホーツク海高気圧の停滞によっては北東の風により海霧が発生し、作物の生育を阻害することもあります。

年間平均気温は 5.8 度、年間降水量は 715 mm程度と少雨地域であり、冬季の降雪量は比較的少ない地域となっています。

		4	気温(℃)		降水量 (mm)					
年		平 均		年間最高	年間最低	合計	最	大		
	日平均	日最高	日最低	十间取向	中间取似	口間	日	1時間		
令和元年	6.8	11.8	1.8	38. 5	-24.6	588.5	45.0	21.5		
令和2年	6. 9	11.3	2.6	32.7	-22.2	634.0	30.0	16.0		
令和3年	7.0	11.9	2.2	34.8	-22.3	692.0	69.5	20.5		
令和4年	7.3	11.9	2.8	32.7	-17.9	718.0	51.5	18.0		
令和5年	8. 0	12.9	3.3	34.6	-20.5	819.0	71.5	25. 0		

表 2-2-1 気候の推移

資料:気象庁 遠軽アメダス観測所データ

3 人口、世帯数

平成 21 年 10 月 5 日に湧別町、上湧別町の 2 町の合併によって誕生した本町の人口は、合併時の 10,041 人 (H22 国勢調査) から、令和 2 年度では 8,490 人と 10 年間で 1,551 人の人口が減少しています。

世帯数も同様に減少し、合併時の 4,000 世帯 (H22 国勢調査) から、令和 2 年度では 3,692 世帯と 308 世帯減少しています。

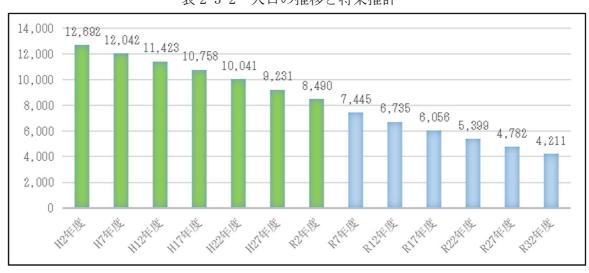
今後も人口・世帯数の減少が続く一方で、一層高齢化が進行することも見込まれています。

表 2-3-1 人口・世帯の推移

年度	人口	世帯数	人口増減	世帯増減
平成2年度	12, 692	4,039	ı	_
平成7年度	12,042	4, 107	-650	68
平成12年度	11, 423	4,076	-619	-31
平成17年度	10, 758	4, 118	-665	42
平成22年度	10, 041	4,000	-717	-118
平成27年度	9, 231	3,861	-810	-139
令和2年度	8, 490	3,692	-741	-169

資料:国勢調査

表 2-3-2 人口の推移と将来推計



資料:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年)」

4 産業

産業別人口の推移は表 2-4-1 のようになっています。農業及び製造業の減少が大きくなっています。

第3次産業人口は最も多く、令和2年では約47%を占めています。

表 2-4-1 産業別就業人口の推移

単位:人、%

マハ	7	区成27年	Ē	4	令和2年	i		:比較
区分	総数	男	女	総数	男	女	増減数	増減率
第1次産業	1,596	935	661	1,482	853	629	-114	-7.1%
農業	974	575	399	888	504	384	-86	-8.8%
林業	25	17	8	29	21	8	4	16.0%
漁業	597	343	254	565	328	237	-32	-5.4%
第2次産業	997	548	449	842	524	318	-155	-15.5%
鉱業	9	8	1	12	10	2	3	33.3%
建設業	354	307	47	349	295	54	-5	-1.4%
製造業	634	233	401	481	219	262	-153	-24.1%
第3次産業	2, 169	1, 122	1,047	2,059	1,036	1,023	-110	-5.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	4	1	9	8	1	4	80.0%
運輸・通信業	144	114	30	142	122	20	-2	-1.4%
卸売・小売業	481	215	266	463	200	263	-18	-3.7%
金融・保険業	36	17	19	25	9	16	-11	-30.6%
不動産業	29	17	12	29	17	12	0	0.0%
サービス業	1, 275	587	688	1,213	529	684	-62	-4.9%
公務	199	168	31	178	151	27	-21	-10.6%
分類不能	13	5	8	15	9	6	2	15.4%
総数	4, 775	2,610	2, 165	4, 398	2, 422	1,976	-377	-7.9%

資料:国勢調査

5 土地利用

本町の土地利用の状況は、表 2-5-1 に示したとおりです。

総面積 505.79 kmのうち、地目別構成割合をみると畑が約 20.8%、宅地約 1.8%、山林約 36.9%となっており、続いて原野、雑種地、その他となっています。

表 2-5-1 地目別土地面積

 (kn^2)

地目	面積	割合	地目	面積	割合
畑	105. 11	20.8%	原野	8. 28	1.6%
宅地	9.07	1.8%	雑種地	6. 43	1.3%
山林	186. 46	36.9%	その他	190. 44	37.6%
			総面積	505. 79	100.0%

資料:令和6年度固定資產概要調書

6 将来計画

一般廃棄物処理計画は、地方自治法に基づく町の基本構想(総合計画)に即して策定することになっています。

湧別町では令和4年3月に総合計画の改定を行い、第3期湧別町総合計画を策定しています。令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間として、まちの将来像と長期的なまちづくりの基本的な指針と目標を明らかにするとともに、その実現に向けた取組方針と目標値を定めています。

・まちの将来像 「人と自然が輝くオホーツクのまち」 ~ともに考え、ともに行動し、みんなでつくる協働のまちづくり~

人口減少時代において、安心して心豊かに暮らせる地域社会を実現するためには、常に変化する社会情勢を的確に把握し、長期的な視点でまちづくりを進めていく必要があります。

基本目標の枠組みは、第2期計画を引き継ぎ5つの目標を定めており、目標達成に向けた 施策の大綱等を示しています。

区分	主な内容
ごみの分別、リ サイクルの推進	・分別収集の徹底やリサイクルの推進等により、ごみの減量化を進めます。
ごみ処理施設の 適正な管理	・遠軽地区広域組合及び構成町と連携し、最終処分場の建設を進めます。
ごみの不法投 棄、野外焼却、 公害防止	・不法投棄、野外焼却及び公害防止を図るため、町内パトロールや広報活動を推進します。

表 2-6-1 主要施策 環境衛生

表 2-6-2 主要施策 上下水道

区 分	主な内容
上水道の整備	・安全で安定した水道水の供給のため、良質な水源の確保と水道施設の適切な設備更新と施設の維持管理を行います。 ・堅実な経営をめざして給水戸数を確保しつつ、事業効率化と経費節減に取り組みます。
下水道の整備	・衛生的な生活環境づくりと環境保全のため、計画的な設備更新 と維持管理を行います。 ・下水道の普及を図り、事業効率化と経費節減に取り組みます。
個別排水処理施 設の整備	・衛生的な生活環境づくりと環境保全のため、個別排水処理施設 整備の普及促進を図ります。

第3章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の沿革

年次別の主な取組みの沿革は下記のとおりです。

昭和63年4月 上湧別廃棄物処理場稼働(旧上湧別町)

平成 3年 4月 生ごみ処理容器助成(~平成31年3月まで)

平成 9年 4月 空き缶・紙パック分別収集

平成10年8月 特殊ごみ(使用済乾電池)分別収集

平成11年10月 遠軽地区広域組合リサイクルセンター設置

容器包装廃棄物6品目(ペットボトル、空きびん類、空き缶類、発泡樹脂トレ

イ類、紙パック、段ボール) 分別収集

平成 13 年 4 月 湧別一般廃棄物最終処分場稼働(旧湧別町)

平成14年4月 電動生ごみ処理機助成(~平成31年3月まで)

平成14年12月 遠軽町清掃センター排ガス処理施設増設完了により、当時の遠軽地区7か町村

(合併前の旧遠軽町、生田原町、丸瀬布町、白滝村、上湧別町、湧別町、及び

現在の佐呂間町)可燃ごみを受入、共同利用開始

平成15年4月 ごみ処理の有料化(指定ごみ袋・粗大ごみシール・ごみ処理券導入)

容器包装廃棄物1品目(その他プラスチック)分別収集

特殊ごみ (使用済蛍光灯) 分別収集

平成21年10月 旧湧別町、旧上湧別町が合併し、新湧別町が誕生

平成 23 年 4 月 指定ごみ袋に 10L 袋を追加

平成28年3月 湧別一般廃棄物最終処分場の町民受け入れを中止

(上湧別廃棄物処理場の料金体制見直し)

平成29年4月 使用済み小型家電の拠点回収

平成30年1月 えんがるクリーンセンター供用

令和6年4月 えんがるリサイクルセンター供用

資源ぶつ名称の変更 白色トレイ類→発泡スチロール(白色)

その他プラスチック→プラスチック製容器包装

令和6年6月 上湧別廃棄物処理場の町民受け入れを中止

2 ごみ発生量の推移及びごみの性状

(1) 分別区分

本町は現在、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「資源物」、「特殊ごみ」、「小型家電」の6種類に区分し分別しています。

「資源物」はさらに9品目に分別区分しており、6区分及び9品目の主なごみの種類を表 3-2-1に示します。

表 3-2-1 分別区分と主なごみの種類

	V 01 1 V	トレ シュッセル:
	分別区分	主なごみの種類
	燃やすごみ	台所ごみ(残飯、果物くず、貝殻、野菜くず等)、紙くず (紙コップ、写真、カーボン紙、紙おむつ等)、資源にな らないプラスチック製品、ゴム・ビニール製品類(長靴、 ゴム手袋等)、布・革類(衣類、マット、タオル、バッ グ、靴等)、その他(タバコの吸殻、食用油、草花、ペッ ト用トイレ砂等)
炒	さないごみ	金属類(鍋、やかん、包丁、カミソリ、アルミ製品、ライター等)、ガラス・陶磁器類(板ガラス、薬品びん、コップ、油のびん、花びん、茶碗等)、容器類(ガス缶、スプレー缶、ペンキの缶、一斗缶、油の缶等)、その他(回収対象外小型家電製品、魔法びん等)
	粗大ごみ	机、椅子、ソファー、テーブル、食器棚、ベッド、タンス、じゅうたん、カーペット、家電製品、自転車等
	空き缶	飲料用アルミ缶・スチール缶、缶詰の缶・蓋、その他の缶
	ペットボトル	飲料用のペットボトル、調味料のペットボトル
	空き瓶	飲料用のびん、調味料のびん、化粧品のびん
	発泡スチロール (白色)	魚箱、緩衝材(家電等の保護材など)、カップ麺・納豆などの発泡容器、食品トレイ ※白色のもの
資源物	プラスチック製 容器包装	チューブ類(マヨネーズ、わさび、歯磨き粉等)、ボトル類(シャンプー、洗剤、食用油、ソース等)、ポリ袋・ラップ類(レジ袋、食料品などの外装・食品を載せたトレイを含むラップフィルム等)、緩衝材(果物の保護材等)、パック・カップ類(コンビニ弁当の容器、たまごケース、豆腐、プリン等)、ネット類(果物、野菜を入れるネット)、プラスチック製のふた・ラベル
	紙パック	紙パックマークが付いたもの
	ダンボール類	ダンボール、お菓子箱などの厚紙
	雑誌・本類	雑誌、週刊誌、雑紙(コピー用紙、封筒、カレンダー、包装紙等)
	新聞・チラシ	新聞、チラシ
	特殊ごみ	乾電池、ボタン電池、蛍光管、小型充電式電池、温度計(水銀)
	小型家電	通信機器、カメラ、ゲーム機器・電子玩具、生活電気製品、音響機器、パソコン関連機器

(2) 種類別排出量

本町のごみ総排出量は、令和元年度と令和 5 年度を比較すると 202t 減少しており、減少率は 7%となっています。

また、1人1日当りごみ総排出量は、令和2年度を除きほぼ横ばいとなっています。 ごみ排出量の実績は表3-2-2のとおりです。

表 3-2-2 ごみ排出量の実績

単位: t/年

年度項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口 (人)	8, 690	8, 490	8, 349	8, 161	8, 046
収集ごみ	2, 204	2, 250	2, 249	2, 207	2, 147
可燃ごみ	1,641	1, 665	1,666	1,620	1, 599
不燃ごみ	235	230	226	206	196
資源ぶつ	312	332	333	358	332
粗大ごみ	16	23	24	23	20
直接搬入ごみ	491	615	534	396	344
可燃ごみ	80	121	110	94	117
不燃ごみ	411	494	424	302	227
資源ぶつ	0	0	0	0	0
粗大ごみ	0	0	0	0	0
ごみ排出量	2, 695	2, 865	2, 783	2,603	2, 491
特殊ごみ(電池・蛍光灯)	3	3	3	3	5
ごみ総排出量	2, 698	2, 868	2, 786	2,606	2, 496
人口1人1日当りごみ総排出量	851	926	914	875	850

[※]人口1人1日当りごみ総排出量の単位はg/人・日

(3) ごみの性状

① 可燃ごみの性状

えんがるクリーンセンターで焼却処理する可燃ごみのごみ質については、毎年行っている分析検査の結果に基づき過去5年間分を表3-2-3に示しています。

ごみの種類組成の推移を見ると、紙類が最も多く、次にプラスチック類の合計、布類となっています。

平成 22 年度に行った同施設の可燃ごみ分析結果では、低位発熱量計算値が 4,500KJ/kg を示していましたが、令和 5 年度はで 10,000 KJ/kg となっています。平成 29 年度にえんがるクリーンセンターが開設されたことによるものと考えられます。

表 3-2-3 可燃ごみの性状 (えんがるクリーンセンター)

	— 析項	年度	単位	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
		紙類		46. 7	39.7	41.7	35. 9	42.2
		厨芥類		7. 2	6.3	8.1	4.7	5. 7
		草木類		5.3	13.3	10.6	10.0	10.2
<u>_</u> ,		布類		20.5	13.4	12.7	27.4	11.4
み	12111	プラスチック類(容器包装)	wt%	11.0	18.0	17.8	12.2	17.3
の毎	物	プラスチック類(ペットボトル)		0.7	0.6	0.2	0.7	0.3
種類		プラスチック類(その他プラスチック)		3. 7	4.8	5.3	5.5	10.2
組		ゴム・皮革類		1.5	0.6	1.3	1. 1	0.6
成		その他		1.2	0.8	1. 1	1.2	0.7
	不	金属類		1.0	1.3	0.4	0.5	0.5
		ガラス類	wt%	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1
	物	瀬戸物石類		0.8	1.0	0.7	0.7	0.8
ľ	単	位容積重量	kg/m³	128.8	130.3	143.8	105.5	127.0
みの	11	水分		33. 7	29.3	38. 1	28.3	36. 1
性		灰分	%	5. 5	6.8	5. 1	6.0	4.4
状	分	可燃物		60.8	64.0	56.8	65.8	59.5
推	定個	氐位発熱量(計算値)	KJ/kg	10,606	11, 316	9, 736	11,670	10, 303
低	位多	※熱量(計算値)	KJ/kg	10, 270	11,618	10, 128	12,023	10,000

3 ごみの減量化・再生利用の実績

(1) 生ごみ処理容器・電動生ごみ処理機購入に対する助成

本町では、生ごみの自家処理及びごみの減量化の推進を目的として、購入時に対して 助成を行ってきましたが、一定の普及効果もあったことから助成制度を廃止しています。

(2) 資源物分別収集及び拠点回収の推進

本町では、平成9年4月資源リサイクルの取り組みとして、空き缶・紙パックの分別 収集を始めました。以後、容器包装リサイクル法の施行に伴い対象品目を増やし、現在 は9品目について分別収集を行い、ごみの減量化及び再生利用の拡大を進めています。

また、拠点回収については、特殊ごみ(乾電池、ボタン電池:平成10年~、蛍光灯: 平成15年~)、平成29年に小型家電の回収を実施しています。

資源物分別収集及び特殊ごみ拠点回収の実績を表 3-3-1 に示しました。

表 3-3-1 資源ぶつ及び特殊ごみ収集・回収実績 単位: kg

年度 資源物内訳	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
アルミニウム容器	24, 441	27, 064			24, 243
スチール製容器	15, 075	16, 545	15, 915	14, 427	13, 656
ペットボトル	38, 360	33, 115	38, 363	36, 402	35, 840
発砲スチロール	3, 751	4, 199	4, 219	4, 139	4, 466
茶色ガラス容器	26, 661	26, 766	22, 830	25, 767	23, 334
無色ガラス容器	19, 386	20, 922	18, 975	19, 738	18, 252
その他ガラス容器	10, 421	11, 590	10,686	11,801	10,028
その他プラスチック	61, 592	59, 536	55, 203	59, 594	51,070
飲料用紙製容器	1,841	1, 531	1, 358	1, 190	1, 111
資源物収集合計	201, 528	201, 268	194, 594	198, 834	182,000
段ボール	52,650	74, 870	73, 050	90,000	88, 450
新聞チラシ	34, 400	35, 980	47, 700	54, 220	50,830
雑誌・本類	23, 960	20, 110	18, 170	14, 990	11, 150
資源物合計 (売払実績)	111,010	130, 960	138, 920	159, 210	150, 430
乾電池	2, 170	2, 350	1, 992	2,000	4, 110
蛍光灯	900	930	495	1, 200	870
特殊ごみ合計(搬入実績)	3,070	3, 280	2, 487	3, 200	4, 980
合 計	315, 608	335, 508	336, 001	361, 244	337, 410

(3) 中間処理施設での資源物回収

上湧別廃棄物処理場に中間処理として破砕機を導入し、不燃粗大ごみの減容化と可燃 ごみ、鉄の分離を行ってきました。

これにより、過去5年間に回収した資源物の実績を表3-3-2に示します。

表 3-3-2 中間処理施設における資源物回収

単位:kg

年度 資源物内訳	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
くず鉄	77, 154	64, 975	64, 421	33, 866	7, 481
合計	77, 154	64, 975	64, 421	33, 866	7, 481

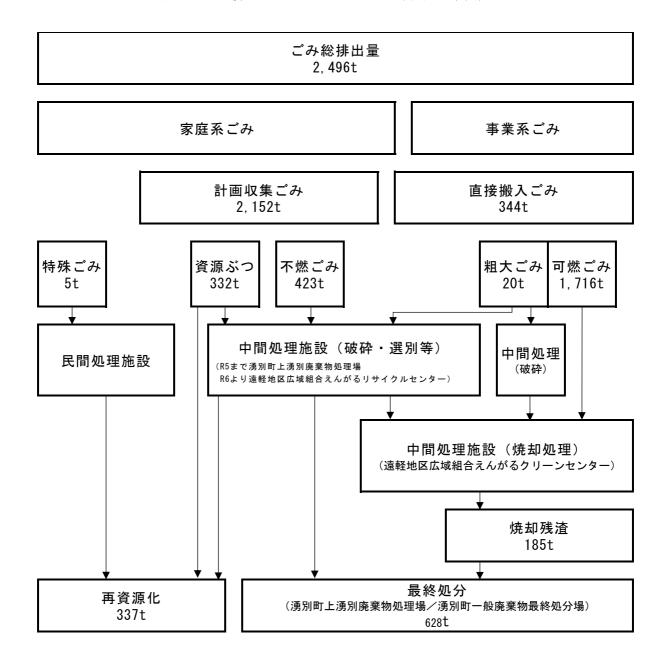
4 ごみ処理の実績

(1) ごみ処理フロー

計画収集ごみ及び直接搬入ごみは、分別区分に従って収集、搬入し、燃やすごみはえんがるクリーンセンターにおいて焼却処理し、焼却残渣は最終処分場に埋め立てます。 燃やさないごみは、令和6年6月までは上湧別廃棄物処理場に搬入し、破砕処理を行ったのち、埋め立てを行ってきました。

令和6年7月からは資源物と併せて収集後、えんがるリサイクルセンターで中間処理 (選別・破砕・圧縮・梱包)を行い、資源化業者に売却し再資源化しています。令和5年 度の処分量を令和6年度からのごみ処理の流れにまとめたものを図3-4-1に示します。 また特殊ごみは拠点回収後、再生業者に処理を委託し再資源化を図っています。

図 3-4-1 湧別町ごみ処理フロー図 (令和 5年度)



(2) 収集運搬の現状

本町は、平成21年10月に合併しましたが、収集対象地域はこの行政区域全域です。 収集頻度及び収集区域は、合併前の旧町時代からの形態を基本に、一部変更しつつ引き継いでおり表3-4-2のとおり、収集車両は表3-4-3のようになっています。

収集方法はごみステーション方式で、各地域の収集運搬業務を受託した委託事業者が、 ごみ収集車を地域ごとに定めたルートにより巡回し収集します。

また、事業活動にともなう事業系廃棄物については、排出者自らの責任において適正 処理がもとめられます。事業者自らがえんがるクリーンセンターかえんがるリサイクル センターに持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することになります。

分别区分 収集日 収集区域 【湧別地区】 港町、曙町、緑町、栄町、錦町 週2回 【上湧別地区】 東町、北町、中町、南町、屯田市街地 【湧別地区】 燃やすごみ 川西、信部内、登栄床、東、福島 芭露、上芭露、東芭露、西芭露 週1回 志撫子、計呂地 【上湧別地区】 旭、5の1、5の2、5の3 南兵村、富美、開盛 燃やさないごみ 全町 月2回 粗大ごみ 年3回 全町 資源物 (品目毎) 月2回 全町 (月1回の品目有り)

表 3-4-2 収集日と収集区域

※収集区域の一部を、下記のとおり省略

- ●信部内→信部内、緑蔭 ●南兵村→南兵村一区、南兵村二区、南兵村三区
- ●富美→富美、上富美、札富美

表 3-4-3 収集車両

単位:台

車種	台数
パッカー車	3
トラック	3
ダンプトラック	
合計	6

(3) ごみの排出方法と有料化の現状

ごみの排出抑制、処理経費の削減を図るため、平成 15 年 4 月からごみ処理の有料化を 実施し、その後の高齢化の進行を考慮し、平成 23 年 4 月から 10L の指定ごみ袋を追加し ています。

また、令和6年度よりえんがるリサイクルセンターの稼働に併せて、処理施設への直接搬入ごみの料金を30円/10kgから80円/10kgに改定を行いました。

計画収集に関するごみの排出方法と有料化の現状を、表 3-4-4 に示します。

表 3-4-4 ごみ排出方法と有料化の現状

分別区分	排出方法	重さ・容量等	料金	
	町指定専用袋		10L	20円
燃やすごみ		1 袋10㎏以下	15L	30円
KK () COX	(10 · 15 · 30 · 45L)	1 X TO KS IV	30L	60円
			45L	90円
			10L	20円
燃やさないごみ	町指定専用袋	1 袋10kg以下	15L	30円
然くらないこの	(10 · 15 · 30 · 45L)	T 表TUNS以	30L	60円
			45L	90円
粗大ごみ	 1つの粗大ごみにごみ処理券1枚を		1m未満	200円
	貼る。庭木の枝などは長さ50cm直 径50cm以下に束ねる。	1個60kg以下	1m以上 2.0m未満	400円
家庭系資源物	中身が確認できる袋 (空き缶・ペットボトル・空きびん・発泡スチロール(白色)・プラスチック製容器包装) ひもで縛る (紙パック、段ボール類、新聞・チラシ、雑誌・本類)	種類ごとに適正に分別する	無料	

※処理施設への直接搬入ごみは燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ 共に80円/10kg

写真 3-4-1

上段 指定ごみ袋 (燃やすごみ用:赤)

中段 指定ごみ袋 (燃やさないごみ用:青)

下段 粗大ごみ処理券







5 ごみ処理の体制

(1) ごみ処理に関する管理・運営体制

本町におけるごみの排出から最終処分に至るまでの管理・運営体制は表 3-5-1 のとおりです。

表 3-5-1 ごみ処理の管理運営体制

	ごみ処理の区分	管理運営の方法 または施設名	管理・運営主体
排出及び	ごみステーション	設置者	自治会または施設設 置者
収集	収集・運搬	湧別町 (業務委託)	湧別町
容器包装等資源物の処理		リサイクルセンター (~令和5年度)	
中間処理	容器包装等資源物の処理・ 不燃ごみの破砕処理	えんがるリサイクルセンター (令和6年度~)	遠軽地区広域組合 (構成町:遠軽町・ 湧別町・佐呂間町)
	可燃ごみの破砕・焼却処理	えんがるクリーンセンター	D/// 12 12 14 14 17
	不燃ごみの破砕処理	湧別町上湧別廃棄物処理場 (~令和6年6月末)	湧別町
		湧別町上湧別廃棄物処理場 (~令和7年度予定)	湧別町
取於処分		湧別町湧別一般廃棄物最終処分場 (~令和7年度予定)	湧別町
		遠軽地区一般廃棄物最終処分場 (令和8年度~予定)	

(2) 中間処理の現状

① 容器包装廃棄物処理施設

計画収集した資源物のうち容器包装廃棄物については、令和6年度より稼働を開始したえんがるリサイクルセンターに搬入し、選別・減容処理を行った後品目ごとに再生事業者へ売却処分しています。本施設は遠軽地区広域組合が設置し稼働を行っています。施設の概要については表3-5-2に示します。

表 3-5-2 容器包装廃棄物処理施設の概要

施設名称	えんがるリサイクルセンター
所管	遠軽地区広域組合
所在地	紋別郡遠軽町向遠軽297番地1
延床面積	工場棟 1,935.58㎡ ストックヤード棟 530.60㎡
建設年度	令和3~5年度
建設費	2,867,676千円
	・不燃、粗大ごみ 18t/5h
	・空き缶処理設備 0.4t/5h
処理能力	・空き瓶処理設備 0.9t/5h
	・ペットボトル、その他プラスチック処理設備 1.5t/5h
	・発泡スチロール(白色)処理設備 0.1t/5h



写真 3-5-1 えんがるリサイクルセンター

② ごみ焼却施設

計画収集又は直接搬入された可燃ごみ及び可燃粗大ごみは、えんがるクリーンセンター(焼却施設・破砕施設)で焼却処理を行っています。

本施設は遠軽地区広域組合が設置し、32t/16 時間(16t/16 時間×2 炉)で稼動しています。施設概要を表 3-5-3 に示します。



写真 3-5-2 えんがるクリーンセンター

表 3-5-3 ごみ焼却施設概要

施設名称	えんがるクリーンセンター
所管	遠軽地区広域組合
所在地	紋別郡遠軽町向遠軽297番地1ほか
面積	敷地面積 1,806㎡ 延床面積 3,118㎡
事業期間	平成25~29年度
建設年度	平成28年3月着工 平成29年12月竣工
総事業費	4,095,230千円
処理能力	32t/16時間(16t/16時間×2炉)
処理方式	準連続燃焼式焼却炉
設備方式	 ・受入れ・供給設備:ピット&クレーン式 ・燃焼設備:ストーカ式焼却炉 ・燃焼ガス冷却設備:水噴射式 ・排ガス処理設備 ①集じん:ろ過式集じん器 ②有毒ガス除去:消石灰噴霧 ③ダイオキシン除去:活性炭噴霧 ・余熱利用設備:場内利用(給湯・暖房、ロードヒーティング、熱回収率10%以上) ・通風設備:平衡通風式 ・灰出し設備 ①焼却灰:灰冷却 ②ダスト:薬剤(キレート)処理 ・給水設備:生活用(上水利用) プラント用水(上水、雨水・融雪水利用) ・排水処理設備:クローズドシステム(場内利用)

③ 粗大ごみ破砕施設

えんがるリサイクルセンターには、ごみ破砕施設を設置しており、不燃粗大ごみを破砕処理し減容化を図るとともに、資源物(鉄、アルミ、磁性体)を分離し再資源化しています。この施設の概要は表 3-5-2 に示しています。

④ 中間処理量

令和5年度までの実績は、遠軽地区広域組合リサイクルセンターでの容器包装廃棄物処理量、えんがるクリーンセンターでの焼却処理量及び焼却残渣の発生量、湧別町上湧別廃棄物処理場でくず鉄を分離しており、中間処理量は表3-5-4に示すとおりです。

また、令和6年度からの容器包装廃棄物処理量と破砕施設資源分離量はえんがるリサイクルセンターにて計測をします。

表 3-5-4 中間処理量

	単位	<u>::t/年</u>
令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
336	361	337

年度 項目	施設名	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
再資源化量	遠軽地区広域組合リ サイクルセンター等	316	336	336	361	337
丹貝伽化里	湧別町上湧別廃棄物 処理場	77	65	64	34	8
焼却処理量	えんがるクリーンセ	1, 721	1, 786	1, 776	1,714	1, 716
焼却残渣 (ダスト固形を含む)	ンター	236	141	157	152	185

[※]遠軽地区広域組合リサイクルセンターの数値については湧別町分のみを計上。

(3) 最終処分の現状

① 最終処分場

ごみ焼却施設で焼却処理後の焼却残渣、容器包装廃棄物処理施設で破砕処理及び減 量化と資源分離を行ったものを最終処分場に埋立処分しています。

表 3-5-5、表 3-5-6 に最終処分場 2 箇所の概要を示し、新しい処分場については表 3-5-7 に示します。

なお、新しい処分場は15年間使用予定としており、その場合の1人1日当りごみ排 出量は令和 16 年度で約 820g/人・日となります。

表 3-5-5 最終処分場概要 1

施設名称	湧別町上湧別廃棄物処理場
所管	湧別町
所在地	紋別郡湧別町上湧別屯田市街地614番地の1の内
面積・容量	埋立面積 21,720㎡ 埋立容量 114,450㎡
埋立期間	昭和63年~令和10年終了予定
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立構造	準好気性埋立
浸出水処理施設	処理方式 回転円板+凝集沈殿
受山 小 処 垤 旭 故	処理能力 30 m³/日

表 3-5-6 最終処分場概要 2

施設名称	湧別町一般廃棄物最終処分場
所管	湧別町
所在地	紋別郡湧別町福島190番地
面積・容量	埋立面積 7,900㎡ 埋立容量 33,000㎡
埋立期間	平成13年~令和8年終了予定
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立構造	準好気性埋立
浸出水処理施設	処理方式 接触ばっ気+凝集沈殿法+砂ろ過
仅山小处垤旭臤	処理能力 20㎡/日

表 3-5-7 最終処分場概要 3

施設名称	遠軽地区一般廃棄物最終処分場
所管	遠軽地区広域組合
所在地	紋別郡湧別町福島189番地ほか
面積・容量	埋立面積 5,250㎡ 埋立容量 33,875㎡
埋立期間	令和8~22年度 15年間予定
建設年度	令和5~7年度
事業費	約36億円
埋立対象物	焼却残渣(焼却灰、飛灰)、破砕後不燃性残渣
処理能力	12 m³/日
処分場形式	クローズド型処分場(屋根で覆った処分場)
埋立方式	セル工法
埋立構造	準好気性埋立構造
浸出水処理	カルシウム除去+接触ばっ気+凝集沈殿+
	砂ろ過+活性炭吸着+滅菌

② 最終処分量

湧別町上湧別廃棄物処理場及び湧別町一般廃棄物最終処分場における過去 5 年間の埋立最終処分量の推移は、表 3-5-8 に示したとおりです。

表 3-5-8 最終処分量の推移

単位:t

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
焼却残渣	236	141	157	152	185
不燃埋立	662	747	674	532	443
計	898	888	831	684	628

(4) ごみ処理に要する費用

最近5年間におけるごみ処理費用の推移について表3-5-9に示します。

処理費及び委託費では物価上昇等に伴う増額はあるものの、管理方法に大きな変更等がなかったことから、本町のごみ処理費用はほぼ横ばいで推移しています。

組合分担金では令和6年度に供用開始したえんがるリサイクルセンター及び現在建設中の遠軽地区一般廃棄物最終処分場に係る経費が増額しています。

なお、組合分担金については施設を共同利用する本町を含む3町が、各町可燃ごみ搬入量等の割合により負担するものとなっており、表は本町の負担分のみを記載しています。

表 3-5-9 ごみ処理経費の推移

単位:千円

	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4 11	収集運搬	9, 941	10,822	9, 101	10, 968	13, 794
処理	中間処分	_	_	_	_	-
曹	最終処分	3, 522	7, 050	5, 725	3, 567	3, 750
Ą	処理費計	13, 463	17,872	14,826	14, 535	17, 544
車軍	可等購入費	16, 005	-	ı	-	_
=	収集運搬	64, 557	67, 020	70,651	73, 040	75, 769
委託	中間処分	_	_	_	_	-
費	最終処分	21, 414	24, 519	25, 597	26, 053	27, 675
Ą	委託費計	85, 971	91, 539	96, 248	99, 093	103, 444
	計	115, 439	109, 411	111, 074	113, 628	120, 988
組	合分担金	66, 955	68, 480	80, 902	87, 113	117, 361
	その他	2,889	3, 017	3,012	2, 754	4, 242
	合計	185, 283	180, 908	194, 988	203, 495	242, 591
	(当りごみ 美経費	21, 321	21, 308	23, 355	24, 935	30, 151

[※]一人当りごみ事業経費の単位は、円/人・年

6 国、道の動向等

(1) 国の減量化目標

環境省告示第49号において、減量化の目標量(令和7年度)として3つの目標値(排出量、再生利用率、及び最終処分量)や一人一日当たりの家庭系ごみ排出量等が設けられています。

また、その他の目標値として、食品ロス、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年8月法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。)に係る目標値等が設けられています。

[※]一般廃棄物処理事業実態調査

表 3-6-1 一般廃棄物の減量化の目標量(令和7年度)

排出量	約16%削減(平成24年度比)
再生利用率	約21%(平成24年度比)から約28% (令和9年度目標)に増加させる
最終処分量	約31%削減(平成24年度比)
一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量	440グラム

資料:環境省告示第49号

表 3-6-2 その他の目標値

家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロス の割合の調査を実施したことがある市町村数	200市町村
家電リサイクル法に基づく引き取り義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合	100%
使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っ ている市町村の割合	80%

資料:環境省告示第49号

(2) 北海道の動向

① 北海道廃棄物処理計画[第5次]

「北海道廃棄物処理計画」は、道が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、国の基本方針に即して、北海道の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画として策定するものです。

計画期間の最終年度となる令和6年度(2024年度)の廃棄物の排出量等に関する指標及び目標を定めるとともに、これらの目標の達成に向けた施策を展開するための基本的な考え方を示しています。

表 3-6-3 北海道廃棄物処理計画の目標

双 0 0 0 1 1 1 时 起 /元 未 1 1			
指標	現状 (平成29年度)	目標 (令和6年度)	
ごみ (一般廃棄物) の排出量	1,873千t	1,700千t以下	
1人1日当たりごみ排出量	961g/人・日	900g/人·日以下	
1人1日当たり家庭ごみ排出量	598g/人・日	550g/人·日以下	
ごみのリサイクル率	24. 30%	30%以上	
適正処分の確保に関する指標	316千t	250千t以下 (約20%減)	

資料:北海道廃棄物処理計画(第5次)

② ごみ処理の広域化計画

令和4年7月に「北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画」が策定されており、 遠紋ブロックの評価と課題について示されています。

遠紋ブロックは8市町村の構成となって、遠軽地区広域組合、西紋別地区環境衛生 施設組合の2地区に分かれて准連続の焼却施設2箇所で中間処理が行われています。

処理量の推移としては、旧計画策定後最も排出量の多い平成12年(2000年)と令和元年(2019年)を比較すると、排出量が1/2以下に減少し、資源化量は約1.5倍に増加、埋立量は1/4以下に減少しており、旧計画の基本方針に沿った進捗であると評価しています。

現在稼働中の焼却施設は2施設とも比較的新しく、令和20年(2038年)頃までは稼働できる見込みで、即時に更新や施設集約を検討すべき状況にはないとし、紋別市の資源化施設が令和7年(2025年)頃に更新期を迎えることとなるが、遠軽地区広域組合では稼働中の資源化施設に代わる資源化施設として不燃ごみを含むマテリアルセンターの設置計画が進められており、こちらへ集約することも検討するとされています。

なお、既にえんがるリサイクルセンターが供用開始されたことに加え、西紋別地区環境衛生施設組合でも紋別リサイクルセンターが令和5年度より着工し、令和8年度の供用開始予定となっているため、現在は集約化については検討を行っていません。※一部抜粋のため既に完成しているえんがるリサイクルセンターについては設置計画となっており、名称もマテリアルセンターと記載されています。

7 ごみ処理の問題・課題の抽出

(1) ごみ排出量の削減に向けた取組の推進

表 3-7-1 にごみ排出量の比較を示します。本町の過去 5 年間におけるごみ総排出量の 推移をみると、ほぼ横ばいとなっています。

本町の人口1人1日当りごみ排出量を過去5年間について全国平均と比較した場合、 ほぼ同程度の数値であり、北海道平均との比較では下回っていますが、これまでの排出 抑制に向けた取組の継続をはじめ、さらに、新たな排出削減の取組を推進していく必要 があります。

表 3-7-1 一人一日当りごみ排出量

単位:g/人・日

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全国	918	901	890	880	_
北海道	960	949	941	937	_
湧別町	851	926	914	875	850

資料:環境省HP

また、家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物の排出量について、収集運搬時に混載しており、直接搬入についても区別を行っていないことから、把握をしていませんが、国では家庭ごみの削減目標を設定していることや、それぞれに異なる施策が必要になることなどから、事業系一般廃棄物の排出量の把握を検討していく必要があります。

(2) リサイクル率向上のための取組の推進

リサイクル率は、過去5年間を通じて14%前後で推移しており、表3-7-2に示すように北海道、全国と比べてまだまだ低い水準にあります。

今後は更なる不燃ごみに混入する資源物の分別徹底、集団回収の推進など、リサイクル率の一層の向上を図るための取組が必要です。

表 3-7-2 リサイクル率の比較

単位:%

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全国	19.6	20.0	19.9	19.6	_
北海道	20.0	23.4	23.5	22.9	_
湧別町	14. 6	14.0	14.4	15. 2	13.8

資料:環境省 HP

(3) 収集・運搬体制の維持及び効率化

本町は合併により、広い行政区域内に集落が点在する構造となったため、ごみの収集・ 運搬については、基本的に合併前の区域、収集体制を維持してきました。

今後は、収集・運搬を的確に行う体制を確保しつつ、行政サービスの均衡の観点や、人口減少など本町や各地域内の環境変化に対応した、より効率的な運営のありかたも検討していく必要があります。

(4) 中間処理施設及び最終処分場の適正管理と計画的な整備

本町の中間処理施設としては、えんがるクリーンセンター(平成30年稼動)、えんがるリサイクルセンター(令和6年稼動)があります。

両施設ともまだ新しく、今後も長期的に利用できるよう適正な維持管理を行うととも、 計画的な施設の維持整備を図る必要もあります。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日から施 行され、現在焼却処理されているプラスチック使用製品について、資源化するための施 設整備を進めていく必要があります。

湧別町上湧別廃棄物処理場については、令和7年度に埋立終了予定となっており、新一般廃棄物最終処分場は、遠軽町、湧別町、佐呂間町の広域的な施設として令和8年度に稼働予定となっています。

新たに建設する最終処分場を少しでも延命化を図るためにごみの排出量の抑制に取り 組んでいくことが必要です。

8 基本方針及び減量化目標の設定

(1) 基本方針

環境負荷を低減し、行政、住民、事業者が一体となって持続可能な循環型地域社会の形成を目指す 4R(Refuse:リフューズ、Reduce:リデュース、Reuse:リユース、Recycle:リサイクル)の取組を推進し、町民、事業者に対して意識啓発を行うとともに、更なるごみの減量化・再資源化を図るため次の4つの基本方針に沿って目標の設定や計画の具体化を図ります。

断る (Refuse: リフューズ)

ごみとなるものを持ち込まず、不要なものは買わないことや断ることでごみを減ら す取組です。

例) レジ袋を断る、過剰包装を断る、マイボトルの利用 など

② 減らす (Reduce:リデュース)

長く使えるものを選んで購入することや資源の使用量を減らすことでごみの量を減らし、ごみをなるべく出さない生活をする取組です。

例)料理を作りすぎない、洗剤等は容器入りではなく詰め替えを買う など

③ 繰り返し使う (Reuse:リユース)

繰り返して使用できるリターナブル容器の利用や機器は修理して長く使うなど、ま だ使えるものをごみとせず、再使用していく取組です。

例) フリーマーケットの利用、不用品を人に譲る など

④ 再生利用する (Recycle: リサイクル)

「混ぜればごみ、分ければ資源」をスローガンに、再生資源物回収に取り組むとともに、再生資源を利用した製品を利用するなど資源の再生利用する取組です。

例) リサイクル品の購入、資源ぶつの適正な分別 など

(2) ごみ量の見通し

① 行政区域内人口の推計

本町の過去の人口推移は、第2章の表2-3-2人口の推移と将来推計で示したとおりであり、令和5年度では8,046人となっています。

本計画における人口推計は、計画目標年次である令和 16 年度までの将来人口を把握する必要があります。

② ごみ排出量の推計

ごみ排出量の数値目標を設定するため、まず現状のままで推移した場合のごみ排出量を推計します。

ごみ排出量は、分別区分毎に1人1日当り排出量(原単位)を設定し、行政区域内 将来人口推計値に乗じて算出します。

ごみ排出量の推計方法

ごみ排出量 [t/年] = (原単位 [g/人·日] ×行政区域内人口 [人] ×365 日) /10⁶

過去 5 年間の 1 人 1 日当りごみ排出量の実績は表 3 -8 -1 に示しますが、表によると、合計では、令和元年度と令和 5 年度ではほぼ横ばいとなっており、大きな変動はなく推移しています。

表 3-8-1 区分ごとの 1人 1日当りごみ排出量(原単位)の実績

単位: g/人・日

分別区分	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
可燃ごみ	543	576	583	575	584
不燃ごみ	204	234	213	171	144
資源物	98	107	109	120	113
粗大ごみ	5	7	8	8	7
特殊ごみ	1	1	1	1	2
計	851	926	914	875	850

全体では横ばいとなっていますが、内訳では可燃ごみが緩やかに増加している代わりに不燃ごみが減少しているといえます。

これは、最終処分するごみを減らすために分別を強化した結果となっており、焼却 処理による減量化が進んでいると考えられます。

また、家庭系ごみと事業系ごみの推計を図る必要がありますが、現状では家庭系ごみと事業系ごみの排出量について、把握をしていないため、今後はそれぞれの排出量について把握し見通しを立てていく必要があります。

今後の推計については、この 5 年間を通して、大きな災害廃棄物の発生はなく、特別なごみの発生の原因や異常値がないことを踏まえ、現状で推移した場合のごみの排出量の算出を行います。

表 3-8-2 ごみ排出量の推計(現状のままで推移した場合)

単位: t/年

可燃ごみ	不燃ごみ	資源 物	粗大ごみ	小計	特殊ごみ	合計	1人1日当り ごみ排出量 (g/人·日)
1,721	646	312	16	2, 695	3	2, 698	851
1,786	724	332	23	2,865	3	2, 868	926
1,776	650	333	24	2, 783	3	2, 786	914
1,714	508	358	23	2,603	3	2,606	875
1,716	423	332	20	2, 491	5	2, 496	850
1,654	442	317	3	2, 416	3	2, 419	836
1,554	415	297	3	2, 269	3	2, 272	836
1,525	407	292	3	2, 227	3	2, 230	836
1, 495	399	286	3	2, 183	3	2, 186	836
1,465	391	280	3	2, 139	3	2, 142	836
1, 436	384	275	3	2,098	3	2, 101	836
1, 406	376	269	3	2,054	3	2,057	836
1, 378	368	264	3	2,013	3	2,016	836
1, 349	360	258	3	1,970	3	1, 973	836
1,321	353	253	3	1,930	3	1, 933	836
1, 293	345	247	3	1,888	3	1,891	836
	1,721 1,786 1,776 1,714 1,716 1,654 1,554 1,525 1,495 1,465 1,406 1,378 1,349 1,321	ごみ ごみ 1,721 646 1,786 724 1,776 650 1,714 508 1,716 423 1,654 442 1,554 415 1,525 407 1,495 399 1,465 391 1,436 384 1,406 376 1,378 368 1,349 360 1,321 353	ごみ当数1,7216463121,7867243321,7766503331,7145083581,7164233321,6544423171,5544152971,5254072921,4953992861,4653912801,4363842751,4063762691,3783682641,3493602581,321353253	ごみ物ごみ1,721646312161,786724332231,776650333241,714508358231,716423332201,65444231731,55441529731,52540729231,49539928631,46539128031,43638427531,40637626931,37836826431,34936025831,3213532533	ごみ 物 ごみ 小計 1,721 646 312 16 2,695 1,786 724 332 23 2,865 1,776 650 333 24 2,783 1,714 508 358 23 2,603 1,716 423 332 20 2,491 1,654 442 317 3 2,416 1,554 415 297 3 2,269 1,525 407 292 3 2,227 1,495 399 286 3 2,183 1,465 391 280 3 2,139 1,436 384 275 3 2,098 1,378 368 264 3 2,013 1,378 368 264 3 2,013 1,349 360 258 3 1,970 1,321 353 253 3 1,930	ごみ 物 ごみ 小計 ごみ 1,721 646 312 16 2,695 3 1,786 724 332 23 2,865 3 1,776 650 333 24 2,783 3 1,714 508 358 23 2,603 3 1,716 423 332 20 2,491 5 1,654 442 317 3 2,416 3 1,554 415 297 3 2,269 3 1,525 407 292 3 2,227 3 1,495 399 286 3 2,183 3 1,465 391 280 3 2,139 3 1,465 391 280 3 2,098 3 1,406 376 269 3 2,054 3 1,378 368 264 3 2,013 3 1,349 360 258 3 1,970 3 1,321 353 253 3 1,930 3	 ごみ じみ 物 ごみ 小計 ごみ 合計 1,721 646 312 16 2,695 3 2,868 1,786 724 332 23 2,865 3 2,868 1,776 650 333 24 2,783 3 2,786 1,714 508 358 23 2,603 3 2,606 1,716 423 332 20 2,491 5 2,496 1,654 442 317 3 2,416 3 2,419 1,554 415 297 3 2,269 3 2,272 1,525 407 292 3 2,227 3 2,230 1,495 399 286 3 2,183 3 2,186 1,465 391 280 3 2,183 3 2,186 1,436 384 275 3 2,098 3 2,101 1,406 376 269 3 2,054 3 2,057 1,378 368 264 3 2,013 3 2,016 1,349 360 258 3 1,970 3 1,973 1,321 353 253 3 1,930 3 1,933

※令和5年度までは実績値

(3)減量化目標の設定

表 3-8-2 ごみ排出量の推計(現状のままで推移した場合)の予測では、計画期間中の将来人口が減少していくため、ごみ排出量の推計も全体的に減少することが明らかになっています。

しかし、循環型社会形成に向けた改善策として、より一層のごみの排出抑制や再生利用の促進を行う必要があり、1人1日当りごみ排出量は減少傾向にないことから、国や 北海道が定める減量化目標等を考慮し、本町が取組む減量化目標を次により設定します。

① ごみ排出量の数値目標

表 3-2-2 で示したとおり、本町の1人1日当りごみ排出量は、北海道と比較しても本町の排出量が毎年下回る状況にあります。

北海道は、令和2年3月に策定した北海道廃棄物処理計画[第5次]において、排 出抑制に関する目標年度を令和6年度として1人1日当りごみ排出量を900g/人・日と するとしています。

本計画期間中の目標は北海道が令和6年度の目標としていた1人1日当りごみ排出量900g/人・日以下とし、現在建設している遠軽地区一般廃棄物最終処分場の建設に伴う基本計画を参考に820g/人・日とします。現状値850gとの差分30gを、本計画期間中の令和16年度までに削減するため毎年約2gを減ずることとします。

表 3-8-3 本町のごみ排出抑制に関する目標値

単位:g/人・日

年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
1人1日当りごみ 排出量の目標値	839	837	835	833	831	829	827	825	823	821	820

^{※1}人1日当り排出量とは、集団回収量を含む総排出量をいう。

② ごみ排出量の目標値による推計

本町の1人1日当りごみ排出量の抑制に関する数値目標の原単位に、計画期間における将来人口を乗じてごみ排出量の推計を行った結果を表 3-8-4 に示します。

表 3-8-4 ごみ排出量の目標値による推計

年度	人口	原単位 (g/人・日)	排出量の目標値(t/年)
十及	(人)	排出量	排出量
令和元年度	8,690	851	2, 698
令和2年度	8, 490	926	2, 868
令和3年度	8, 349	914	2, 786
令和4年度	8, 161	875	2, 606
令和5年度	8,046	850	2, 496
令和6年度	7, 925	839	2, 427
令和7年度	7, 445	837	2, 274
令和8年度	7, 303	835	2, 226
令和9年度	7, 161	833	2, 177
令和10年度	7,019	831	2, 129
令和11年度	6,877	829	2, 081
令和12年度	6, 735	827	2, 033
令和13年度	6,600	825	1, 987
令和14年度	6, 464	823	1, 942
令和15年度	6, 328	821	1, 896
令和16年度	6, 192	820	1,853

[※]令和5年度までは実績値

9 ごみの排出抑制のための方策

「循環型地域社会」の形成を目指すため、生産、流通、販売、消費、排出、回収、再使用、再生利用、処理・処分の各段階で、行政、町民及び事業者が相互に連携を図りながら、それぞれの責務と果たすべき役割を担い4R及び適正処理の取組を積極的に進めていくことが重要です。

また、ごみステーションを管理する自治会等とも協力し、これまで不適正な分別でも収集を行っていた不燃ごみの収集を廃止し、適正な分別がされたごみのみ収集を行うことで大幅なごみの排出量の減少を進めていきます。

(1) 行政の役割

本町におけるごみの減量化及び再生利用を図るため、町民・事業者の自主的な参加と活動を促進するとともに、一般廃棄物の処理責任者として、遠軽地区広域組合と連携し、ごみの分別収集、リサイクル、廃棄物処理施設の整備・運営管理など、地域における環境負荷の低減を図る取組みに努めます。

また、排出事業者としての立場から、4Rの取組を積極的に進め、公共事業をはじめ各種活動にともなう廃棄物の排出抑制や、再使用及び再生利用を行いごみの減量化、再資源化の推進を図ります。

- ① 広報誌、ホームページによる各種広報・啓発活動
- ② 児童・生徒の課外学習や社会教育事業などを通した環境教育活動
- ③ ごみ分別や排出方法の手引き、パンフレット等による情報提供
- ④ 全町一斉清掃活動の推進
- ⑤ 監視パトロールを実施し、不法投棄防止やごみステーションの適正利用を推進
- ⑥ ごみ処理手数料の適正負担について検討、必要な場合は見直し
- ⑦ 自ら排出事業者として環境配慮物品等(環境負荷低減に資する物品、サービス)の 調達
- ⑧ 公共工事における建設資材の再資源化及び再生利用の促進

(2) 町民の役割

排出されるごみ量は近年横ばいで推移しています。したがって、これまでの減量化等の取組み効果が十分発揮されたとは言えず、ごみの排出抑制を進めるためには、住民自らがより一層ごみの発生・排出抑制に努めることが重要になっています。

普段の生活から出るごみが環境に負荷を与えることや、資源循環を家庭から考え行動することが必要であり、本町のごみ排出抑制などの施策や取組みに積極的に協力することが求められています。

① 資源物分別回収(リサイクル)運動の推進

自治会や子供会、PTA等が取組んでいる資源物の集団回収は、行政のごみ処理事業の手を借りず、直接資源活用されることでごみの排出抑制となること、また、活動を通して環境意識の向上に寄与するものと期待されます。

引続きこの運動を通して多くの資源物が回収されるよう周知、啓発を行います。

② 資源物分別のより一層の推進

本町の可燃ごみ・不燃ごみ組成分析を見ると、ごみの中に含まれる資源物(紙類・プラスチック類(容器包装とペットボトル)・缶類)の比率が高い状況にあるため、資源物の分別・再資源化の取組みに対する住民意識の高揚を図り、分別排出の徹底を目指します。

③ 過剰包装の削減・マイバッグの推進

買い物レジ袋の削減は、消費者と小売事業者が一体でごみ減量化に取組むことで、 環境意識向上につながる活動といえます。レジ袋の有料化、マイバッグ推進が進んで いますが、過剰包装の自粛、削減とともに、町民と事業者が連携し一層の推進が図ら れるよう啓発を行います。

- ④ ごみの発生・排出抑制
 - 必要量の買い物、量り売り、ばら売りなどの利用を心がける。
 - ・ 食材は使い切り、食べ残しをしない等ごみの発生を最小限にする。
 - マイカップ、マイボトル、マイはしの使用。
 - 耐久性に優れた製品を選択し、ものを大切にして長期間使用を心がける。
 - 買い替えよりも修理して使用する。
 - 不要な買いだめを抑制し、日頃からごみの排出に関心をもつ。

⑤ 再使用·再生利用

- 不用品交換、フリーマーケットやリサイクルショップを活用する。
- 小売店舗等の使用済み品の店頭回収(トレー、プリンターインク等)を利用する。
- ・ リターナブル容器の活用や、繰り返し使用できる商品(詰め替えなど)を選択する。
- ・ 再生資源を使ったリサイクル製品(ティッシュ、トイレットペーパー等)を選択 する。

⑥ 適正処理

- ・ 分別排出の徹底とごみ出しルールをしっかりと守り、ごみステーション等を適正 に使用する。
- ・ お祭りやイベントでもごみ分別ルールを守り、主催者の指示に従って廃棄する。
- ・ 不法投棄、ルール違反の廃棄をしない。

(3) 事業者の役割

事業者は、事業所から発生する廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用に努め、事業活動に伴って生じたごみは自らの責任で適正に処理しなければなりません。

加えて、物の製造・加工・販売等に際し、その製品・容器等が処理困難廃棄物とならないよう評価し、開発を行うこと、製品・容器等が廃棄物となる場合には、適正な処理方法の情報提供等を行うことが求められます。

環境に配慮した循環型社会の形成に貢献するには、使い捨て製品の販売自粛や過剰包装の自粛、長寿命化製品の開発、使用済み製品の引き取り等自主的な取組みを推進することにより、その効果が期待されます。

また、町のごみ排出抑制などの施策に対する積極的な協力が求められます。

- ① ごみの発生・排出抑制
 - 梱包材、包装資材の削減
 - 簡易包装の推奨
 - ・ 使い捨ての容器や食器等の使用抑制
 - 修理などアフターサービスの提供
 - レジ袋配布の削減
 - 多量のごみ排出事業所は、減量化・再資源化計画の作成と実行
- ② 再使用·再生利用
 - 再生資源活用製品の開発、供給取扱いの拡大
 - ・ 店頭回収ボックス等の設置による使用済み製品の回収

- ・ リターナブル容器の活用、詰め替え方式などを選択
- 梱包材、包装資材の再生事業者への直接引渡し
- ・ 事務用品等の環境配慮型製品・グリーン購入の選択

③ 適正処理

- ・ 減量化、再使用・再生利用後になお残った廃棄物は自らの責任により適正な処理
- ・ 事業所内における分別ルールの徹底
- ・ 不法投棄、ルール違反の廃棄をしない

10 分別収集計画

- (1) ごみの分別区分
 - ① 中間処理施設の更新計画に伴う分別区分変更

現在の本町の分別収集区分は、ごみ処理基本計画策定指針のごみの標準的な分別収集区分の類型IIに沿った形態になっています。

令和6年度よりえんがるリサイクルセンターの稼働に併せて一部分別内容を変更し、 併せて不適正に排出されたごみは回収を行わず排出者により適正な分別を促します。 これにより大幅なごみの減量化が図られます。

今後は現在焼却処理されているプラスチック製品についても、資源化するための施設整備を進めていく必要があり、分別区分変更に関する住民周知及び収集運搬体制の整備などの準備を進める必要があります。

② 分別区分変更の本計画への反映

第 10 期湧別町分別収集計画では令和 7 年 4 月からプラスチック製品を処理する新施設が稼動すると想定していましたが、様々な社会情勢の変化により当面の見送りすることとなったため、本計画の内容を基に今後の計画では見直しが必要となっています。

表 3-10-1 ごみの標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分							
热土		①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別する					
	①資源回収す る容器包装	① -2 ガラスびん ① -3 ペットボトル	か、又は、一部又は全部の 区分について混合収集し、 収集後に選別する					
類	②資源回収する	。 る古紙類・布類等の資源ごみ(集団]回収によるものを含む)					
┃型 ┃I	⑤燃やすごみ	(廃プラスチック類を含む)						
	⑥燃やさないこ	ごみ						
	⑦その他専用の	り処理のために分別するごみ						
	⑧粗大ごみ							
		①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別する					
		①-2 ガラスびん	か、又は、一部の区分につ いて混合収集し、収集後に					
	①資源回収す る容器包装	①-3 ペットボトル	選別する(ただし、再生利					
	公存金 色衣	①-4 プラスチック製容器包装	用が困難とならないよう混 合収集するものの組合せに					
類		①-5 紙製容器包装	留意することが必要)					
型	②資源回収する	る古紙類・布類等の資源ごみ(集団]回収によるものを含む)					
	④小型家電							
	⑤燃やすごみ	(廃プラスチック類を含む)						
	⑥燃やさないこ	ごみ						
	⑦その他専用の	り処理のために分別するごみ						
	⑧粗大ごみ							
		①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別する か、又は、一部の区分につ					
	①次海同四十	①-2 ガラスびん	いて混合収集し、収集後に					
	①資源回収す る容器包装	①-3 ペットボトル	選別する(ただし、再生利用が開業しなるないよう温					
		①-4 プラスチック製容器包装	用が困難とならないよう混					
松工		①-5 紙製容器包装	留意することが必要)					
類型	②資源回収する	る古紙類・布類等の資源ごみ(集団	回収によるものを含む)					
III	③資源回収する	5生ごみ、廃食用油等のバイオマス						
	④小型家電							
	⑤燃やすごみ	(廃プラスチック類を含む)						
	⑥燃やさないこ							
		り処理のために分別するごみ						
	⑧粗大ごみ							

資料:ごみ処理基本計画策定指針

(2) 容器包装廃棄物等

本町では、容器包装リサイクル法に伴うもの及び町独自に取組む資源物として 9 種類の細分別を行い収集し、再資源化に努めています。

容器包装リサイクル法に伴うものについては、中間処理施設であるえんがるリサイクルセンターが行う、選別・圧縮・減容処理の内容に応じた分別区分としています。

今後、新たな再生利用ルートの変更等があれば、分別区分を見直しする必要性を検討 しなければなりませんが、当面は現在の分別区分の維持を基本とします。

したがって、再資源化率を引き上げるためには、排出段階での資源物分別の一層の徹底が不可欠であり、町民・事業所と一体となって分別徹底の取組みを進める必要があります。

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	資源物	収集方法	保管・選別等	リサイクル先
容器包装廃棄物				
	空き缶		遠軽地区広域組合リ	資源化事業者
	ペットボトル	〒 (五シ末半	サイクルセンター	
	空きびん	町 (委託事業者) による計		日本容器包装リ
	発泡スチロール (白色)	画収集	 えんがるリサイクル	サイクル協会
	プラスチック製容器包装		センター(令和6年	
	紙パック		度~)	資源化事業者
そ	の他資源物			
	ダンボール類	町(委託事業		
	新聞・チラシ	者)による計	町指定の保管施設	資源化事業者
	雑誌・本類	画収集		

表 3-10-2 容器包装廃棄物等の分別収集計画

11 ごみの適正処理計画

(1) 収集運搬計画

① 収集·運搬体制

排出されたごみを迅速・的確に収集・運搬し、生活環境を衛生的に保全するため、 収集・運搬体制は基本的に現行を維持していくものとします。

収集・運搬業務の民間委託については、湧別地区と上湧別地区の 2 区分にまとめています。

今後の各収集区域内のごみ量の推移を把握しながら、適切かつ効率的な収集体制を 確保していきます。

また、分別区分の変更の際には、分別区分毎のごみ量の変化が予想されるため、収集体制についても見直しが必要か検討します。

ごみ排出量の数値目標に基づく収集・運搬量の見通しは、表 3-11-1 の通りです。

表 3-11-1 収集・運搬量の見通し

11/ ///		/
		t/年
HH 11/	-	1 / 111-

年度 項目	令和5 年度	令和7 年度	令和11 年度	令和16 年度
計画収集ごみ	2, 147	1, 955	1, 791	1, 594
可燃ごみ	1, 599	1, 456	1, 334	1, 187
不燃ごみ	196	179	163	146
資源物	332	302	277	246
粗大ごみ	20	18	17	15
直接搬入ごみ	344	313	287	255
排出量(=収集+直搬)	2, 491	2, 269	2,078	1,849

[※]特殊ごみは除いている。

② 収集運搬業の許可

事業活動等により生じた一般廃棄物や、多量な発生により町で収集・運搬ができないもの、及びし尿浄化槽汚泥などについて、引き続き廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可業者により行うものとします。

(2) 中間処理計画

排出されたごみは、中間処理施設において極力資源化、減量化、減容化することにより最終処分場への負担を軽減するものとします。

① えんがるクリーンセンター (焼却)

可燃ごみ、可燃粗大ごみは、えんがるクリーンセンターにおいて焼却処理し減量化を行い、焼却残渣を最終処分場に埋立します。

② えんがるリサイクルセンター(破砕・選別・圧縮)

不燃ごみ、不燃粗大ごみは、えんがるリサイクルセンターにおいて破砕・選別処理 を行い、選別された可燃ごみはえんがるクリーンセンターへ搬出し焼却処理を行い、 資源物はそれぞれリサイクル先へ搬出することで減容化をします。

資源物のうちペットボトル・プラスチック製容器包装は圧縮梱包を行います。空き 缶についてはスチール缶・アルミ缶を別々に圧縮成型します。発泡スチロール (白色) は熱で溶かしインゴットを作成します。スプレー缶は安全に穿孔し圧縮処理を行いま す。ガラスびんは色別に選別を行います。品目により処理は違いますが、それぞれ適 正な処理を行い、リサイクル先へ搬出します。

ごみ排出量の数値目標に基づく中間処理量の見通しを表 3-11-2 に示します。

表 3-11-2 中間処理量の見通し

単位・t/年

			<u> </u>	·/_ • •/
年度	令和5	令和7	令和11	令和16
項目	年度	年度	年度	年度
総資源化量	340	334	307	273
焼却処理量	1,716	2,588	2, 456	2, 306
焼却残渣	185	246	233	219

(3) 再生利用計画

分別収集及び中間処理段階で回収された資源物については、資源として再生利用を推進します。

① えんがるリサイクルセンター 前項で記載した中間処理を行いリサイクル先へ搬出します。

② その他

特殊ごみ(乾電池、蛍光灯など)は、引き続き拠点回収を実施し再資源化を行います。小型家電については、拠点回収を行うとともに民間事業者と提携して郵送による回収も行います。

ごみ排出量の目標値による再生利用量の見通しは、表 3-11-3 に示すとおりです。

表 3-11-3 再生利用料の見通し

単位: t/年

			- 1.	·/. · · · /
年度 項目	令和5 年度	令和7 年度	令和11 年度	令和16 年度
資源物分別収集·直接搬入分	332	302	277	246
中間処理後資源化分	8	32	30	26
再生利用量計 (総資源化量)	340	334	307	272

※中間処理後資源化は、くず鉄

(4) 最終処分計画

① 最終処分の方法

ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理による減量化・減容化を行い、最終処分量の削減を図った上で中間処理困難なごみ及び焼却残渣を、埋立処分対象とします。

② 最終処分場の確保

湧別町上湧別廃棄物処理場は令和7年度まで引続き利用していきます。令和8年度から新しい処分場である遠軽地区一般廃棄物最終処分場に移転し、遠軽地区広域組合が管理します。

なお、最終処分量については、令和 4 年度に遠軽地区広域組合にて作成した一般廃棄物最終処分場基本設計に基づき算出することとします。最終処分量の大幅な減少は分別収集の不適正物は収集しないこと等により進めていきます。

最終処分量の見通しを表 3-11-4 に示します。

表 3-11-4 最終処分量の見通し

単位: t/年

			1 1	·/_ • •/
年度項目	令和5 年度	令和7 年度	令和11 年度	令和16 年度
垻 日	十尺	十尺	十尺	十尺
焼却残渣	185	246	233	219
不燃埋立	443	261	250	240
計	628	507	483	459

(5) 適正処理困難物等

本町で処理できないごみとして、バッテリー、プロパンガスボンベ、二輪車、消火器、タイヤ、農薬、廃油等を指定していますので、各販売店等の専門業者に処理を依頼するよう指導していきます。

また、一般廃棄物と共に混入された適正処理困難物については遠軽地区広域組合にて専門業者への処理依頼や産業廃棄物として処理するなど適正に処理を行っていきます。

感染性医療廃棄物については「特別管理一般廃棄物」に指定されているため、在宅医療廃棄物の中で感染の恐れのあるものも含まれる場合は、医療機関が適正な処理・処分を行うよう指導していきます。

(6) 災害廃棄物

自然災害などにより発生する災害廃棄物については、湧別町地域防災計画の廃棄物処理等計画に基づき対応します。

(7) 不法投棄防止対策

本町では、全町一斉の取組みとして、住民による春夏秋一斉清掃を実施しており、引き続き、道路、公園などの清掃活動を通し不法投棄防止の啓発をおこないます。

また、不法投棄については、場所が固定化されている傾向があり、パトロール体制の 強化、看板・防犯カメラの設置、及び土地所有者等への働きかけを行い不法投棄の防止 を図ります。

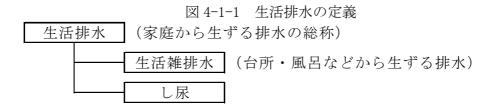
4章 生活排水処理基本計画

※浄化槽法の改正により、浄化槽の定義から「単独処理浄化槽」が削除されたため、本計画では「浄化槽」と記している場合は、「合併処理浄化槽」をさしています。

1 生活排水の排出状況の把握

(1) 生活排水処理の体系

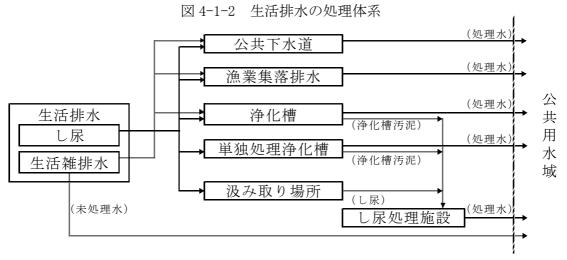
生活排水は、家庭から排出される汚水(し尿と生活雑排水)を示しており、工場排水、 雨水、その他の特殊な排水は除かれます。



本町の生活排水は、湧別町市街地については公共下水道事業、登栄床地区については 漁業集落排水事業により、集合処理を行っています。さらに、公共下水道及び漁業集落 排水計画区域以外では浄化槽による処理を進めています。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理は遠軽地区広域組合(構成町:遠軽町、湧別町、佐呂間町)のし尿処理施設(衛生センター南兵村処理場)で行っています。

行政区域内の生活排水の処理体系を図 4-1-2 に示します。



(2) 放流先公共水域の概況

本町の公共下水道の放流先は普通河川湧水川です。

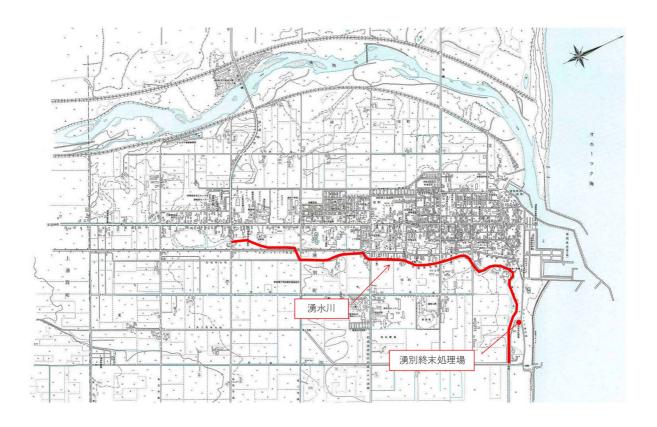
流域面積などの概要を表 4-1-1 に、湧水川と処理場の位置を図 4-1-3 に示します。

表 4-1-1 湧水川の概要

河川名	湧水川
水系名	湧別川水系
法区分	普通河川
流域面積	3.8 km²
山地面積	0.0 km²
平地面積	3.8 kui
流路延長	2.9 km

資料:北海道河川一覧 河川番号編 社団法人北海道土木協会

図 4-1-3 位置図



(3) 浄化槽設置状況の整理

浄化槽の設置状況について、浄化槽設置を整理します。

令和5年度までに合併浄化槽429基、単独浄化槽21基、合計450基が設置されています。

表 4-1-3 净化槽設置基数状況

区分	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
設置済みの基数(基)	392	405	425	435	450
合併処理浄化槽(基)	369	382	402	414	429
単独処理浄化槽(基)	23	23	23	21	21
合併処理浄化槽の年間新設基数(基/年)	28	13	20	12	15

表 4-1-4 浄化槽設置基数状況 (近年の詳細)

巨八	令和え	元年度	令和2	2年度	令和3	3年度	令和4	4年度	令和!	5年度
区分	基数	人員								
5人槽	11	21	5	9	10	25	5	15	11	31
7人槽	14	50	7	19	8	28	6	19	2	7
10人槽	2	10			2	14			1	7
14人槽			1	8						
18人槽									1	10
25人槽	1	20					1	18		
	·				·					
	·				·					
計	28	101	13	36	20	67	12	52	15	55

(4) 公共下水道整備状況の整理

本町の公共下水道は、平成9年に事業着手、当初認可を取得し、認可変更を経ながら、 鋭意、公共下水道整備を行っています。平成14年には湧別終末処理場の供用が開始し、 以後、本町における生活排水処理の中心的役割を果たしています。

また、漁業集落排水は平成5年に事業着手、平成9年に供用を開始しております。 表 4-1-5~表 4-1-6に公共下水道及び漁業集落排水事業計画の概要を示します。

表 4-1-5 公共下水道事業計画の概要 (湧別終末処理場)

区分	全 体 計 画	事業計画
計画年度	令和13年度	令和8年度
計画区域面積	434. 7ha	347. 0ha
計画人口	5,880人	6,100人
排除方式	分流式	分流式
計画下水量(最大)	$2,290\mathrm{m}^{3}/$ 日	$2,290\mathrm{m}^3/\mathrm{H}$
処理方式	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法

表 4-1-6 漁業集落排水事業計画の概要(登栄床排水処理場)

区分	事業計画
計画年度	平成5~9年度
計画区域面積	40. 5ha
計画人口	1,000人
排除方式	分流式
計画下水量(最大)	268m3/日
処理方式	オキシデーションディッチ法

(5) 処理形態別人口の実績整理

生活排水の排出状況は、図 4-1-4 で示す処理形態別人口で整理されます。

処理形態別人口とは、計画処理区域内人口に対して公共下水道や漁業集落排水、浄化槽 などの処理施設別の処理人口(水洗化人口)で整理したものです。処理形態別人口のう ち、公共下水道や漁業集落排水、浄化槽など水洗化され、かつ生活雑排水を処理してい る人口の計画処理区域内人口に対する割合が生活排水処理率として定義され、生活排水 処理の指標として用いられます。

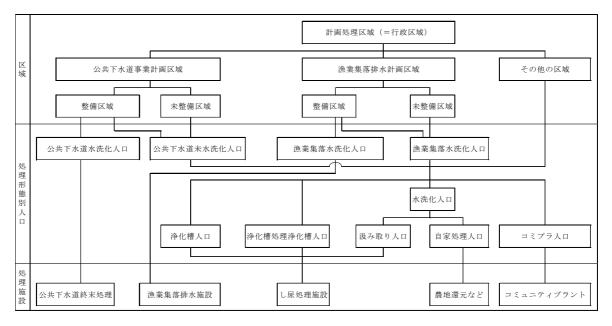


図 4-1-4 処理形態別人口

本町の生活排水の処理形態別人口の推移を表 4-1-7 に示します。

本町の生活排水は、主に公共下水道事業と浄化槽によって処理しています。これらの 事業による水洗化人口は、行政区域内人口に対して80.4%となっています(数値は令和 6年3月31日現在)。

(単位:人) 令和元年度|令和2年度|令和3年度|令和4年度|令和5年度 区分 8,690 1. 計画処理区域内人口 8,349 8,490 8, 161 8,046 2. 水洗化·生活雑排水処理人口 7,051 6,803 6,594 6,543 6,465 (1) コミュニティプラント (2) 浄化槽 1,650 1,471 1,376 1,449 1,424 (3) 公共下水道 4,938 4,870 4,756 4,643 4,604 (4) 漁業集落排水事業 463 462 462 451 437 3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 32 32 32 32 30 (単独浄化槽人口) 4. 非水洗化人口 1,607 1,655 1,723 1,586 1,551 5. 計画処理区域外人口 0 0 (生活排水処理率) 80.1% 79.0% 80.2% 81.1% 80.4%

表 4-1-7 処理形態別人口の推移

表 4-1-8 は、令和元年度以降の公共下水道事業による水洗化人口等の推移を示しています。

公共下水道処理区域内人口は、公共下水道が利用できる区域における現況人口であり、 この内、実際に公共下水道を利用している人口を水洗化人口といいます。また、公共下 水道処理区域内人口に対する水洗化人口の割合を水洗化率といいます。

図 4-1-5 に示すように、公共下水道処理区域内人口は人口減少に伴い毎年減少しています。水洗化率については令和 5 年度で 91.84%となっております。

(単位:人)

0.00%

令和5年度

表 4-1-8 公共下水道事業による水洗化人口の実績

年度	行政人口 (A)	処理区域内 人口(B)	普及率 (B/A)	水洗化人口 (C)	水洗化率 (C/B)
令和元年度	8,690	5, 397	62.11%	4, 938	91.50%
令和2年度	8, 490	5, 323	62.70%	4,870	91.49%
令和3年度	8, 349	5, 191	62. 18%	4, 756	91.62%
令和4年度	8, 161	5,063	62.04%	4, 643	91.70%
令和5年度	8,046	5,013	62.30%	4,604	91.84%

図 4-1-5 公共下水道事業による水洗化人口等の推移 ■処理区域内 ■■■ 水洗化人口 ----水洗化率 人口[人] 水洗化率 8,000 100.00% 90.00% 7,000 80.00% 6,000 70.00% 5,000 60.00% 4,000 50.00% 40.00% 3,000 30.00% 2,000 20.00% 1,000 10.00%

令和3年度

令和4年度

(6) 生活排水処理に関する評価と課題

令和元年度

令和2年度

令和 4 年度の生活排水処理率は 80.2%、令和 5 年度は 80.4%となっており、処理率の増加となっている。

しかし、未だ多くの町民が単独処理浄化槽を使用しているため、引き続き下水道処理 区域内であれば下水道への接続、区域外であれば合併処理浄化槽への転換を図るよう、 単独処理浄化槽廃止に向けた啓発を行います。

2 基本方針の設定

(1) 基本方針の設定

本計画は、第2章6将来計画に記載しているとおり、第3期湧別町総合計画に即して 基本方針を設定します。

今後も「安全・安心で快適に暮らし続けられるまちづくり」を進めるため、生活排水 の適正処理を図っていきます。このため生活排水対策の基本として、水の適正利用に関 する啓発を行うとともに、生活排水の処理施設の整備に努めていきます。

生活排水の処理施設整備の基本方針については、次のとおりとします。

- ① 公共下水道事業計画に従い適正に生活排水を処理します。
- ② 公共下水道を使用できる区域については、公共下水道への接続を促し、生活排水の適正処理を進めます。
- ③ 公共下水道事業の計画区域外では、個別排水処理施設整備事業によって浄化槽の普及を進めます。
- ④ 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ浄化槽設置の拡大を図ります。

(2) 計画の対象区域の設定

本計画の計画処理区域は、湧別町全域とします。

表 4-2-1 計画処理区域

区 分	面積
行政区域面積	505.79 km²
計画処理区域	505.79 km²
計画外区域	0 km²

(3) 生活排水の処理主体

本町の新し尿受入施設稼働前と稼働後における生活排水の処理主体は、表 4-2-2、表 4-2-3 のとおりです。

表 4-2-2 新し尿受入施設稼働前の生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1)公共下水道	し尿及び生活雑排水	湧別町
(2)漁業集落排水	し尿及び生活雑排水	湧別町
(3)浄化槽	し尿及び生活雑排水	湧別町及び個人等
(4)し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	遠軽地区広域組合

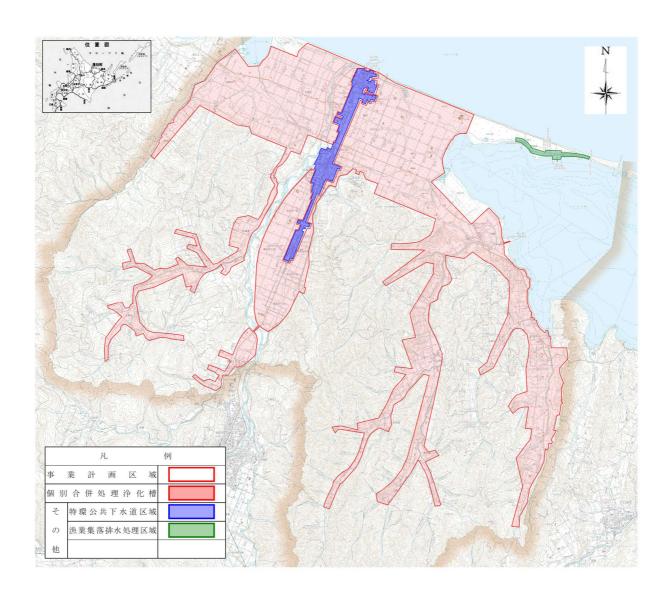
表 4-2-3 新し尿受入施設稼働後の生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1)公共下水道	し尿及び生活雑排水	湧別町
(2)漁業集落排水	し尿及び生活雑排水	湧別町
(3)浄化槽	し尿及び生活雑排水	湧別町及び個人等
(4)し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	遠軽町

3 生活排水の処理計画

(1)集合処理する区域及び個別処理する区域 集合処理する区域と個別処理する区域について、図 4-3-1 のとおりです。

図 4-3-1 処理区域図



(2) 事業手法の検討

個別処理する区域における合併処理浄化槽の事業手法を設定します。

本町では、これまで市街地区の特定環境保全公共下水道事業、登栄床地区の漁業集落排水事業、それ以外の地区で浄化槽を整備する個別排水処理施設整備事業を実施しています。

なお、浄化槽の放流先については、道路側溝や雨水管などが基本となります。設置場所の敷地と放流先の位置関係によって接続が困難な場合は、地下浸透での処理となります (ただし、地下浸透能力のある土地に限る)。

(3) 生活排水の処理計画

生活排水処理に係る理念、目標を達成するため、おおむね全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、また、町内の各地区の実情に合わせた処理方式を採用するものとしました。

区分	現在 令和5年度	目標年次 令和16年度
1. 行政区域内人口	8,046	6, 192
2. 計画処理区域内人口	8,046	6, 192
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	6, 465	5, 702
4. 生活排水処理率	80.4%	92. 1%

表 4-3-1 生活排水の処理の目標

表 4-3-2 処理形態別人口目標

区 分	現在 令和5年度	目標年次 令和16年度
1. 計画処理区域内人口	8, 046	6, 192
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	6, 465	5, 702
(1) コミュニティプラント	0	0
(2) 浄化槽	1, 424	1,745
(3) 公共下水道	4, 604	3, 587
(4) 漁業集落排水事業	437	370
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽人口)	30	20
4. 非水洗化人口	1, 551	470
5. 計画処理区域外人口	0	0
(生活排水処理率)	80.4%	92.1%

① 処理区域

本町が浄化槽、公共下水道を検討していく地域については、地区の特性、周囲の環境、水源地の保全、地区の要望等から各集落のコミュニティーを最小単位としてユニット及び区域を定め、処理方法は地区の生活形態並びに地区の要求度から処理方法を定めることとし、既に整備を行っている公共下水道事業については、公共下水道全体計画に従い公共下水道計画区域を定めるとともに、下水道法に基づく事業計画区域について公共下水道整備を進めていきます。

公共下水道区域の整備区域以外の区域では、浄化槽で生活排水を処理することと し、「個別排水処理施設整備事業」により浄化槽の整備を図ります。

② 計画処理区域内人口

将来人口の推計については、表 2-3-2 の推計値を用いるものとします。

③ 整備計画

・ 集合処理する区域

令和13年度

令和14年度

令和15年度

令和16年度

6,600

6, 464

6,328

6, 192

公共下水道は公共下水道事業計画に基づき整備を行い、公共下水道処理区域内 人口及び公共水洗化人口(水洗化人口)は、行政区域内人口の減少率を乗じて算 出します。

以上から、公共下水道による水洗化人口の見通しを表 4-3-3 に示します。

	/ 		V: 7 -	L Sel. H. I	L Sel. 11 -l-
年度	行政人口	処理区域内	普及率	水洗化人口	水洗化率
	(A)	人口 (B)	(B/A)	(C)	(C/B)
令和元年度	8,690	5, 397	62.11%	4, 938	91.50%
令和2年度	8, 490	5, 323	62.70%	4,870	91.49%
令和3年度	8, 349	5, 191	62.18%	4, 756	91.62%
令和4年度	8, 161	5,063	62.04%	4,643	91.70%
令和5年度	8,046	5,013	62.30%	4,604	91.84%
令和6年度	7, 925	4, 939	62.33%	4, 544	92.00%
令和7年度	7, 445	4,867	65.37%	4, 485	92.16%
令和8年度	7, 303	4, 795	65.66%	4, 427	92.32%
令和9年度	7, 161	4, 725	65.98%	4, 369	92.48%
令和10年度	7,019	4,655	66.32%	4, 312	92.64%
令和11年度	6,877	4, 587	66.70%	4, 256	92.80%
令和12年度	6, 735	4, 519	67.10%	4, 201	92.96%

4, 453

4, 387

4, 323

4, 259

67.47%

67.88%

68.31%

68.79%

4, 146

4,093

4,039

3,987

93.12%

93.28%

93.44%

93.60%

表 4-3-3 公共下水道による水洗化人口の見通し(単位:人)

漁業集落排水においても区域内人口及び集落排水水洗化人口(水洗化人口)は、行政区域内人口の減少率を乗じて算出します。

以上から、漁業集落排水による水洗化人口の見通しを表 4-3-4 に示します。

表 4-3-4 漁業集落排水による水洗化人口の見通し(単位:人)

年度	行政人口 (A)	処理区域内 人口(B)	普及率 (B/A)	水洗化人口 (C)	水洗化率 (C/B)
令和元年度	8,690	475	5.47%	469	98.74%
令和2年度	8, 490	468	5.51%	462	98.72%
令和3年度	8, 349	467	5.59%	462	98.93%
令和4年度	8, 161	456	5.59%	451	98.90%
令和5年度	8,046	442	5.49%	437	98.87%
令和6年度	7, 925	436	5.50%	430	98.77%
令和7年度	7, 445	430	5.77%	424	98.67%
令和8年度	7, 303	424	5.80%	418	98.57%
令和9年度	7, 161	418	5.83%	411	98.47%
令和10年度	7,019	412	5.87%	405	98.37%
令和11年度	6,877	406	5.91%	399	98.27%
令和12年度	6, 735	400	5.95%	393	98.17%
令和13年度	6,600	395	5.98%	387	98.07%
令和14年度	6, 464	389	6.02%	381	97.97%
令和15年度	6, 328	384	6.07%	376	97.87%
令和16年度	6, 192	379	6.11%	370	97.77%

・ 個別処理する区域

個別処理する区域は「個別排水処理施設整備事業」により浄化槽の整備を行い、設置基数を年間 10 基として、目標年次までの 10 年間で 100 基と定めます。

目標設置基数:10年間で100基 1基あたりの使用人数:3人/基

目標:処理人口: $3 \text{ 人/基} \times 100 \text{ 基} = 300 \text{ 人}$

単独処理浄化槽は、集合処理区域については公共下水道への接続を、個別処理 区域については浄化槽への転換を図るよう、廃止に向けた啓発を行います。

将来見通しについては、公共下水道や合併浄化槽への転換を見込み、目標の廃 止基数を毎年1基と設定します。処理人口の将来見通しとしては、1基当たり1人 が使用するとして減少させます。

単年度: $-1 \overline{A}/4 \times 1 / \overline{A} = -1 / 4 \times 10$ 年間: $-1 / 4 \times 10$ 年間 = $-10 / 4 \times 10$

表 4-3-5 処理形態別人口の見通し (単位:人)

区 分	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度	令和13 年度	令和14 年度	令和15 年度	令和16 年度
1. 計画処理区域内人口	7, 925	7, 445	7, 303	7, 161	7,019	6,877	6, 735	6,600	6, 464	6, 328	6, 192
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	6, 419	6, 170	6, 109	6,049	5, 991	5, 935	5,880	5, 827	5, 775	5, 725	5, 702
(1) コミュニティプラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 浄化槽	1,445	1,475	1,505	1,535	1,565	1,595	1,625	1,655	1,685	1,715	1,745
(3) 公共下水道	4,544	4,271	4, 186	4, 102	4,020	3,940	3,861	3, 784	3,708	3,634	3, 587
(4) 農業集落排水事業	430	424	418	412	406	400	394	388	382	376	370
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽人口)	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
4. 非水洗化人口	1,476	1,246	1, 166	1,085	1,002	917	831	750	667	582	470
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(生活排水処理率)	81.0%	82.9%	83.7%	84.5%	85.4%	86.3%	87.3%	88.3%	89.3%	90.5%	92.1%

4 し尿・汚泥の処理計画

(1) し尿・汚泥の処理の概要

本町のし尿及び浄化槽汚泥は、遠軽町、湧別町、佐呂間町で構成する、遠軽地区広域 組合の「衛生センター南兵村処理場」において処理されています。

この施設は、昭和49年に竣工した嫌気性消化処理及び活性汚泥法処理による65kL/日の施設です。

現在、「衛生センター南兵村処理場」の老朽化が進んでいるため、今後は「遠軽下水処理センター」に「し尿受入施設」を増設し、し尿処理を行う予定となっています。

施設名称	衛生センター南兵村処理場
所管	遠軽地区広域組合
構成市町村	遠軽町、湧別町、佐呂間町
所在地	紋別郡湧別町南兵村1区543番地2
竣工	昭和49年度(浄化槽汚泥処理設備は平成8年度)
施設能力	65 kL/日(し尿55 kL/日、浄化槽汚泥10kL/日)
対象物	し尿及び浄化槽汚泥
処理方式	主処理:嫌気性消化処理+活性汚泥法処理
	高度処理:凝集沈殿処理+砂ろ過処理
	汚泥処理:脱水

表 4-4-1 し尿処理施設の概要

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理実績

過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績を表4-4-2に示します。

し尿は、減少の傾向にあり、過去5年間で約14%の減少となっています。

また、浄化槽汚泥の排出量については、年度によって変動がありますが、令和4年度で最も小さくなっています。

区分	単位	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
し尿量	kL/年	1,748	1,684	1,671	1, 561	1, 496
浄化槽汚泥量	kL/年	1, 110	1, 156	1, 279	1,072	1, 243
その他(生活雑排水)	kL/年	317	300	280	260	240
合計	kL/年	3, 175	3, 140	3, 230	2,893	2,979
1日あたり処理量	kL/日	8.7	8.6	8.8	7. 9	8.2
1人1日平均し尿等排出量	L/人・日	5. 41	5.20	5. 14	5.00	5. 26

表 4-4-2 し尿・浄化槽汚泥の排出実績

(3) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿・汚泥の収集・運搬、処理、最終処分は、「遠軽下水処理センター」に「し尿受入施設」が増設されるまでは現在の形態で実施し、増設後は遠軽町が主体となり実施する予定です。

し尿及び浄化槽汚泥(単独浄化槽含む)の排出量は、表 4-3-5 で示した処理形態別人口の見通しに基づき推計します。

し尿については、非水洗化人口にし尿の一人一日当たり平均排出量(原単位)を乗じて算出します。一人一日当たり平均排出量については、過去 5 年間の平均の一人一日当たり平均排出量を将来値とします。

し尿量 [kL/年] = 非水洗化人口 [人] ×5.20 [L/人・日] ×365 [日] ×10⁻³

浄化槽汚泥については、令和5年度の排出量実績をベースとして、処理形態別人口の 増減数に浄化槽汚泥の過去5年の一人一日当たり平均排出量を用いて、今後の増減量か ら推計するものとします。

浄化槽汚泥増減量 [kL/年] = 浄化槽人口の増減数 [人] ×2.0 [L/人・日] ×365 [日] ×10⁻³

浄化槽汚泥量 [kL/年] = 前年度の浄化槽汚泥量 [kL/年] +浄化槽汚泥増減量 [kL/年]

その他(残渣搬出量)=過去5年間の平均値で推移とする

以上から、し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見通しを表 4-4-3 に示しますが、し尿は減少する一方、浄化槽汚泥量は増加し、トータルでは毎年減少する結果となっています。

区分	単位	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度	令和13 年度	令和14 年度	令和15 年度	令和16 年度
し尿量	kL/年	2, 473	2, 323	2, 175	2,031	1,889	1,746	1,606	1, 467	1,330	1, 196	1,061
浄化槽汚泥量	kL/年	1, 248	1, 253	1, 258	1, 263	1, 269	1,274	1, 279	1, 284	1,289	1, 294	1, 299
その他(生活雑排水)	kL/年	279	279	279	279	279	279	279	279	279	279	279
合計	kL/年	4,000	3, 855	3,712	3, 573	3, 436	3, 299	3, 163	3,030	2,898	2,769	2,639
1日あたり処理量	kL/日	11.0	10.6	10. 2	9.8	9.4	9.0	8. 7	8.3	7.9	7. 6	7. 2

表 4-4-3 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し

5 啓蒙活動

生活排水対策の必要性、浄化槽維持管理の重要性について住民に周知を図るため、定期 的な広報・啓発活動を実施します。

また、浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び法定検査について、広報等を通じてその徹底に努めるものとします。